

4 修了者等への支援策

(要旨)

(1) 修了者の進路の把握

- ① 平成 23 年司法試験（法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験をいう。以下同じ。）終了後において、74 法科大学院の修了者の累計 2 万 5,825 人のうち合格者数は 1 万 1,105 人（43.0%）、修了後 5 年を経過（24 年 3 月 31 日での経過予定を含む。）し受験資格を喪失した者（以下「受験資格喪失者」という。）の累計は 4,252 人（16.5%）となっている。

修了の年度別でみると、既修者のみであった平成 17 年度修了者 2,176 人では、658 人（30.2%）が受験資格を喪失し、また、未修者も加わった 18 年度修了者 4,418 人では、24 年 3 月 31 日に 2,230 人（50.5%）が受験資格を喪失している。

- ② 大量の受験資格喪失者が発生している一方、実地調査した 38 法科大学院において、修了者（司法試験合格者、受験資格を保有する者及び受験資格喪失者）の就職や進学等の進路、又は今後の司法試験の受験動向等、その実態が必ずしも把握できていない状況がみられた。

当該 38 法科大学院のうち 29 校において、組織として修了者の進路の把握が行われている。この 29 校を含め実地調査した 38 校においては、平成 23 年 4 月 1 日現在、司法試験合格者以外で進路が把握できていない者は、修了者 1 万 5,320 人のうち 4,922 人（32.1%）となっている。

- ③ 法科大学院は、i) 修了者の進路を把握・分析し、今後の教育内容・方法に役立てること及び入学希望者等への情報公開を趣旨として、認証評価基準に修了者の進路の項目が追加されたこと、ii) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）が改正され、平成 23 年 4 月から修了者の進路の公表が求められていることから、修了者の進路の把握の必要性を認識している。しかし、法科大学院からは、i) 強制的な措置にはなっていない、ii) 個人情報保護との兼ね合いがある等、制度的な支障等があり困難であるとする意見、また、修了者の意思によるものである等、制度的な要因以外の支障があり困難であるとする意見がみられた。

(2) 法科大学院（38 校）における不合格者対策の実施状況

- ① 当省が実地調査した 38 法科大学院のうち 37 校において、司法試験受験予定者に対する支援が行われており、特段の支援を行っていないものが 1 校みられた。支援の内容は、i) 法科大学院の施設・設備（自習室、資料室、図書室、ロッカー等）の利用が 36 校、ii) オフィスアワーの利用等による教員への質問が 32 校、iii) 授業（正課）への聴講が 21 校、iv) 正課外の勉強会等への参加が 29 校、v) 在学生が使用している教材等の閲覧・使用が 30 校となっている。

このほか、i) アドバイザー支援制度や ii) OB 組織からの寄附基金に基

づき、弁護士をチューターとする修了者の勉強会の実施などの取組もみられた。

- ② 当該 38 法科大学院において、受験資格喪失者に特化した支援を実施しているものはみられなかった。しかし、受験資格を保有する修了者と同様に、i) ジュリナビを通じた求人情報の提供、ii) 大学として取り組んでいる既卒者向けの就職支援のサービスを利用させるなどの就職支援等の取組がみられた。

当該 38 法科大学院の中には、「受験資格喪失者がそもそも特定できない」とする意見や「受験資格喪失者は今後増えてくるため、何らかの手を差し伸べる必要はあるが、不合格者対策は社会全体の制度設計と関わっており、関係府省が協力して、支援策を考える必要がある」とする意見がみられた。

- ③ 司法試験の受験には、法科大学院修了後 5 年間に 3 回まで受験できるという受験回数制限が設けられているが、当省が実施した意識調査においては、法科大学院専任教員、新司法試験制度を経た弁護士、旧司法試験制度を経た弁護士及び国民に対して、その趣旨及び大量の受験資格喪失者が生じていることを示した上で、政府が不合格対策として特段の措置を講ずる必要性の有無について尋ねたところ、約 6 割が「必要はない」と回答した。

(3) 法科大学院（38 校）における在学生及び修了者に対する就職等の支援状況

- ① 実地調査した 38 法科大学院において、在学生に対する就職等の支援状況をみると、大学全体の就職支援等のサービスの利用も含め、就職支援対策を実施しているものが 35 校みられた。このうち、i) 就職に関する情報提供（法曹以外の進路の情報提供を含む。）を行っているものが 35 校、ii) 隣接士業、公務員試験対策に係る講座の開設を行っているものが 14 校みられた。

大学として行っている就職支援ではなく、法科大学院独自の取組として、i) 就職担当教員の配置、ii) OB・OG等の外部講師（法曹、企業法務従事者、行政官等）による講演会等の取組がみられた。

- ② 当該 38 法科大学院のうち 26 校において、修了者に対する就職等の支援が行われており、特段の支援を行っていないものが 12 校みられた。
- ③ 在学生及び修了者に対する法曹以外への就職支援等を行うことについては、i) 学生のニーズがない（4 校）、ii) 法曹養成に特化した法科大学院において別の道への支援を行うことははばかれる（1 校）とする法科大学院もみられた一方で、i) 希望する学生に対する就業支援の充実を図る（1 校）、ii) 現状の司法試験の合格率に鑑みると、今後は法科大学院が就職支援を行う必要があると考えている（1 校）とする法科大学院もみられた。
- ④ 法科大学院修了者に対するニーズについて、経営法友会（企業内の法務担当者によって組織される団体）では、企業法務では、法学を学んで企業で活躍する者も求めているため、法曹の資格を持っていなくても、修了者は魅力ある人材であるとしている。

(4) 法科大学院修了者の再入学及び司法試験予備試験受験の状況

① 今回、当省が調査した結果、司法試験の受験資格を再度取得するために、法科大学院へ再入学している者が、実地調査した 38 法科大学院のうち 14 校で 25 人いることが把握された。当該 38 法科大学院の中には、入学手続において、再入学であることを明らかにする必要がないため、再入学者の有無自体が把握できないとする法科大学院もみられた。

一方、再入学については、司法制度改革の理念に照らして、i) 一切認めていないものが当該 38 法科大学院のうち 2 校、ii) 条件を付け制限を設けているものが 9 校みられた。この 9 校のうち、i) 受験回数制限が設けられている趣旨から、修了から 5 年を経過していない者については認めていないものが 5 校、ii) 同一学位の取得になるため、学内の修了者は認めていないものが 4 校みられた。

② 74 法科大学院において、法科大学院修了者で受験資格を喪失した者の中には、平成 23 年から開始された司法試験予備試験を受験している者もみられ、出願者が 471 人、受験者が 198 人、このうち最終合格者は 19 人であった。

(1) 制度の概要

ア 修了者の進路の把握

(中教審法科大学院特別委員会報告)

法科大学院修了者の進路の把握については、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)(以下「中教審法科大学院特別委員会報告」という。)において、「質を重視した評価システムの構築」として、①「教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価」及び②「積極的な情報公開の推進」等が取り上げられている。

まず、「教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価」について、中教審法科大学院特別委員会報告では、「認証評価においては、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる」として、認証評価基準では、法科大学院教育の質の保証の観点から、重点評価項目とする必要があるものとして、例えば、修了者の進路(司法試験の合格状況を含む。)が挙げられている。

次に、「積極的な情報公開の推進」について、中教審法科大学院特別委員会報告では、①法科大学院修了者は、司法試験の受験資格を付与されることから、法科大学院の教育活動について、社会的な関心が高いため、また、②法科大学院入学希望者にとっても、入学を選択する際に各法科大学院の教育活動の情報は必要不可欠であるため、「今後、各法科大学院においては、例えば、入学者選抜、教育内容、教員及び司法試験をはじめとする修了者の進路等の情報を一層、積極的に提供していく必要がある」とされており、法科大学院が一層、積

極的に公開していく情報の一つとして、司法試験を始めとする修了者の進路等が挙げられている。

なお、中教審法科大学院特別委員会報告においては、修了者の進路等とは、「修了者数、修了率、司法試験受験者数・合格者数・合格率及び進路など」とされており、さらに、「このような各法科大学院における情報（特に修了者の進路など）については、法科大学院の自主的な組織において総合的に集積・管理しておくことが期待される」とされている。

（学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正）

中教審法科大学院特別委員会報告を受けて、文部科学省は、法科大学院が法曹養成の中核的な機関としての役割を十分果たしているか評価するために、評価基準・方法を改善する必要があるとして、平成 22 年 1 月に中央教育審議会に諮問し、2 月に同審議会の答申を受けて、同年 3 月、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成 16 年文部科学省令第 7 号）を改正し、法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）について認証評価を行うことを追加し、4 月 1 日から施行している。

文部科学省は、平成 22 年 3 月の改正に際して、「専門職大学院及び学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 22 年 3 月 22 日付け 21 文科高第 668 号文部科学大臣政務官通知）により、その趣旨や留意事項を各法科大学院に通知している。その中で、①法科大学院の修了者の進路については、司法試験の合格状況や法曹三者への進路のみでなく、各法科大学院の掲げる人材育成の目標を踏まえた企業や官公庁等の多様な職域への進路を含むものであるということに留意する必要がある、②司法試験の合格状況については、単に司法試験の合格率等の数値的指標のみでなく、合格状況の分析やその改善に向けた教育内容、教育体制の見直しが適切に行われているかなど、法科大学院の取組について、総合的に評価される必要があるということを示している。

（法科大学院認証評価機関における認証評価基準の改正）

これを受けて、各法科大学院認証評価機関（注）は、修了者の進路を把握することを評価基準に盛り込んでいる。

- ① 公益財団法人日弁連法務研究財団は、法科大学院評価基準（平成 22 年 5 月 11 日策定、22 年 12 月 1 日一部改正）において、「自己改革」に対する評価として、「法科大学院に求められる社会的使命をどの程度果たしているかを適切に探索・探求しているか」という視点で、「修了者の進路（法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）、企業、官公庁等の多様な職域への進路をいい、過去 5 年間の司法試験の合格状況も含まれる。）を適切に把握するよう努力

しているか」について評価の対象としている。そして、「修了者の進路」等の検証等の結果を踏まえ、「問題の有無を適切に把握し、問題がある場合にはそれにどのように取り組み、問題がない場合にも、よりよい法曹養成教育が可能になるよう改善の取り組みがなされているか。また、それらの取り組みがどのように機能しているか。」とされている。

- ② 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、法科大学院評価基準要綱（平成16年10月策定、22年9月改定）において、i）「自己点検及び評価等」の中で、「修了者の進路及び活動状況」を含む評価が実施され、その結果が法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること、ii）「情報の公表」の中で、法科大学院の教育活動等に関する重要事項として、積極的に提供され、毎年度公表されるべき事項の一つとし、法科大学院の課程を修了した者の進路を認証評価の対象としている。同要綱における「修了者の進路及び活動状況」とは、その解釈指針において、「司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況」とされている。
- ③ 財団法人大学基準協会は、法科大学院基準において、大項目「教育の内容・方法・成果等」の中に「司法試験の合格状況を含む修了者の進路の把握及び公表」として「修了者の法曹以外を含めた進路を把握する体制を整備しているか」、「修了者の進路の状況及び社会における活動の状況等を、社会に対して公表しているか」を、評価の視点としている。また、「司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか」については、法令に準じて求める基本事項であるとしている。

このように、法科大学院認証評価においては、修了者の把握が求められているのは、入学志願者等への情報公開という観点に加え、法科大学院が教育研究活動を通じていかなる教育効果が上がっているかを不断に検証することが重要であり、そのためには、法曹三者の進路だけでなく、それ以外の企業や官公庁といった方面に就職した者を含んだ修了者の進路に関する情報を把握・分析することによって、教育内容・方法等の改善を図り、恒常的に改善努力を行うことが必要であることとされる2つの側面がある。

（注）平成23年3月現在、法科大学院を対象とする認証評価機関は3機関（公益財団法人日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）、独立行政法人大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）及び財団法人大学基準協会（平成19年2月16日認証））である。

（学校教育法施行規則の改正）

また、大学等（短期大学、大学院を含む。）が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することを目的として、平成22年に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）が改

正され、大学等の教育研究活動等の状況について公表する情報の一つとして、修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学、就職等の状況に関することが規定され、23年4月1日から施行されている（注）。

（注）学校教育法施行規則第172条の2は、「大学」について規定しているが、文部科学省は、同条は大学院を含むとしており、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成22年6月16日付け22文科高第236号）で明示しているとしている。

（2）政策効果の把握結果

ア 修了者の進路の把握

（7）司法試験実施年別の合格者数及び不合格者数

司法試験（法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験をいう。以下同じ。）の実施年別の受験結果は、図表4－(1)－①のとおり、受験者数は毎年増加し続けているものの、合格率は、18年司法試験の48.3%から毎年低下し続けており、直近の23年司法試験では23.5%となっている。

このため、実施年ごとの司法試験に合格しなかった者の数（不合格者数）は、毎年増加し続けており、図表4－(1)－①及び②のとおり、平成18年司法試験は1,082人であったものが、直近の23年司法試験では、6,702人となっている。

上述のとおり、司法試験は、5年間に3回までの受験回数制限が設けられているため、まだ受験資格を保有している者は、翌年以降の司法試験を受験することができるが、一方、司法試験を3回（法科大学院修了前2年間の旧司法試験の受験回数も含む。）受験し、合格しなかった者又は3回未満の受験であっても、修了から5年以上が経過した者は、受験資格を喪失する。

当省の「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」においては、委員の中から、「受験資格喪失者などの不合格者に対するケアはどの程度行われているのか。現在、法務省及び文部科学省は、その実態を把握していないが、速やかに把握し、何らかの抜本的対策を講ずべき」という指摘がみられた（注）。

（注）「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」（平成22年12月、法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会）参照。

図表 4 - (1) - ① 司法試験の実施年別の受験結果（全 74 校）

（単位：人、％）

	平成 18 年 試験	19 年 試験	20 年 試験	21 年 試験	22 年 試験	23 年 試験
出願者数	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127	11,891
受験予定者数	2,125	5,280	7,710	9,564	10,908	11,686
受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765
短答式試験の合格に必要な成績を得た者数	1,684	3,479	4,654	5,055	5,773	5,654
最終合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063
合格率	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	23.5
不合格者数	1,082	2,756	4,196	5,349	6,089	6,702

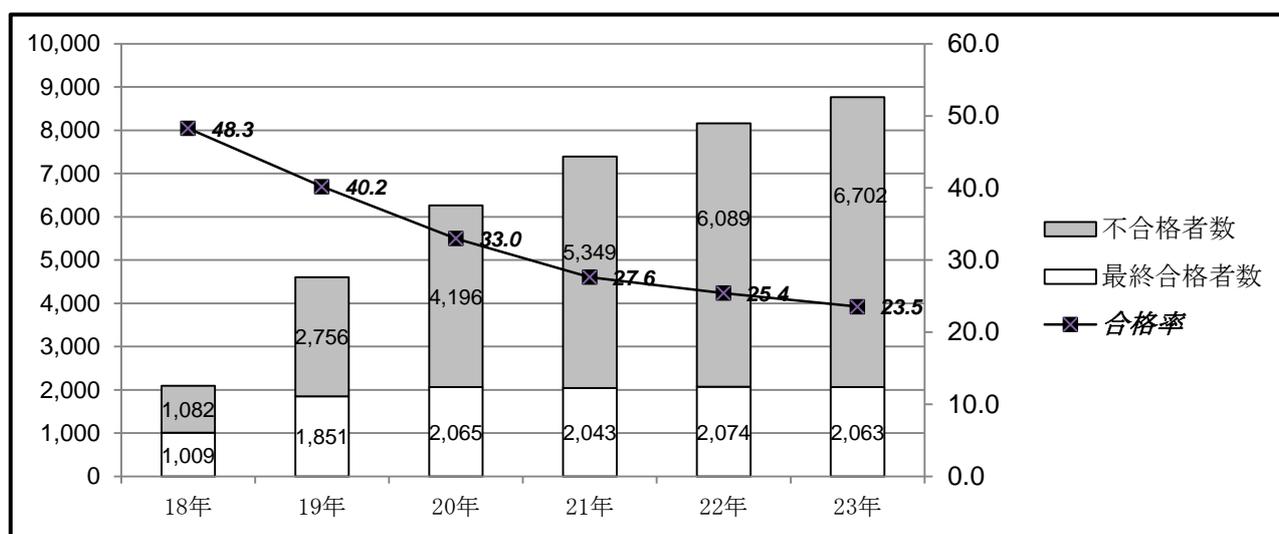
（注） 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 「出願者数」と「受験予定者数」があるのは、法科大学院修了見込みの段階で翌年の司法試験の出願手続が開始されるためであり、修了した者のうち出願していた者が受験予定者数である。

3 平成 18 年試験については、未修者の修了者が当該時点でいないため、既修者のみである。

図表 4 - (1) - ② 司法試験の実施年別の受験結果（全 74 校）

（単位：人、％）



（注）法務省の資料に基づき当省が作成した。

(イ) 74 法科大学院における受験資格喪失者の累計

（司法試験合格率）

「司法制度改革審議会意見書－21 世紀の日本を支える司法制度－」（平成 13 年 6 月。以下「審議会意見」という。）において、「法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである」、「第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者の新司法試験の受験については、法科大学

院及び新司法試験制度の趣旨から、3回程度の受験回数制限を課すべき」とされ、当初は、司法試験は、修了者に対して3回程度の受験機会を付与すれば、その約7、8割は合格するものと想定されていた。

また、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)においては、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が新司法試験に合格できるように努める」とされた。

しかし、司法試験の実施年(単年)ごとの合格率は、図表4-(1)-③のとおり、司法試験が開始された平成18年以降、5割を超えたことがなく、最も高いもので既修者の修了者のみを受験した18年試験の48.3%となっている。さらに、合格率は、18年以降、毎年低下し続けており、直近の23年試験では23.5%となっている。このため、3回までの受験機会があるとしても、修了者の相当程度(例えば約7～8割)が合格することは厳しい状況となっている。

(74 法科大学院における受験資格喪失者の累計)

一方、司法試験は、審議会意見に盛り込まれたように、i) 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があること、また、ii) 受験生が滞留することにより新たな受験競争が始まることを回避し、本人に早期に転身を促して、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業で活用することから、合理的な範囲内で受験回数の制限を設ける必要があるとされた。

そこで、司法試験法(昭和24年法律第140号)第4条には、司法試験の受験に当たっては、「法科大学院修了の日後の最初の4月1日から起算した5年間経過する期間のうち3回の範囲内」という受験回数制限が設けられている。このため、この期間内に合格しない限りは、受験資格を喪失する者(以下「受験資格喪失者」という。)(注1)が生じることとなる。

図表4-(1)-③のとおり、平成18年試験終了後から21年試験終了後までは、5年以上を経過した者が生じていないため、受験資格喪失者は少なかったものの、18年に司法試験が開始されて以降、毎年、受験資格喪失者が生じている。また、修了から5年以上を経過した者が生じ始めた22年以降の司法試験では、3回までの受験機会を行使しなかった者であっても期間の満了に伴い、受験資格を喪失するため、22年試験終了後は1,101人、23年試験終了後は2,286人(注2)がそれぞれ新たに生じ、23年試験終了後までの受験資格喪失者は、累計で4,252人となっている。

今後は、法科大学院の入学定員の見直し等による修了者の減少により、司法試験の受験者自体が大幅に減少することが見込まれているが、修了から5年を経過する者が毎年必ず生じていくことから、現状の合格率等の下では、

毎年、相当数の受験資格喪失者が生じることとなる。

なお、法務省では、平成 24 年の司法試験の実施に係る予算を概算するに当たって、平成 23 年度に、修了見込者数、受験予定者数及びこれまでの実績等を基に、受験者数等を予測しており、その数値を用いると、受験回数の満了による受験資格を喪失する者は、図表 4 - (1) - ④のとおり、24 年司法試験では 1,733 人、25 年試験では 1,841 人と予測される。

(注 1) ここでの「受験資格喪失者」は、司法試験を 3 回受験し（法科大学院修了前 2 年間の旧司法試験の受験回数も計上される。）、合格せずに受験資格を喪失した者だけでなく、法科大学院を修了したものの、合格しないまま受験資格を有する 5 年間を経過した者も含めている。

したがって、法科大学院を修了したものの、司法試験に合格していない者であるため、3 回全ての受験機会を行使せず法曹以外の進路に転向した者や修了後に旧司法試験の受験を選択し、それに合格した者等も含まれている。

(注 2) 注 1 のとおり、平成 18 年度修了者のうち司法試験に合格しなかった者は、23 年司法試験終了直後（最終合格発表日である 23 年 9 月 8 日）の時点では、正確には 24 年 3 月 31 日を迎えていないため、修了から 5 年が経過しておらず、受験資格喪失とはならないが、事実上 24 年の司法試験は受験できないため、ここでは、受験資格喪失者に含めている。

図表 4 - (1) - ③ 司法試験年ごとの受験資格喪失者数（全 74 校）

（単位：人、％）

	平成 18 年 試験	19 年 試験	20 年 試験	21 年 試験	22 年 試験	23 年 試験	累積者数
受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	23,432
合格者数 (合格率)	1,009 (48.3)	1,851 (40.2)	2,065 (33.0)	2,043 (27.6)	2,074 (25.4)	2,063 (23.5)	11,105 (-)
24 年 3 月 31 日時点での 受験資格喪失者数 (() 内の数は(注) 4 参照)	6 (6)	47 (47)	241 (241)	571 (571)	1,101 (872)	2,286 (1,381)	4,252 (3,118)
うち 17 年度修了者	6	44	183	62	363	—	658 (確定)
うち 18 年度修了者	—	3	55	449	222	1,501	2,230 (確定)
うち 19 年度修了者	—	—	3	58	475	273	809
うち 20 年度修了者	—	—	—	2	41	479	522
うち 21 年度修了者	—	—	—	—	0	30	30
うち 22 年度修了者	—	—	—	—	—	3	3

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成 23 年司法試験終了後（平成 23 年 9 月 8 日現在）の法科大学院全校（74 校）の状況である。

3 平成 17 年度及び 18 年度修了者の受験資格喪失者数は、法科大学院を修了したが、司法試験を受験しなかった者等も含んでいる。

4 新司法試験における受験回数の対象となる試験を 3 回受験し、合格しなかった者（3 回目に旧司法試験を受験した者を除く。）数である。

5 「累積者数」中の「受験者数」は実数である。

6 平成 18 年試験終了後及び 19 年試験終了後に受験資格喪失者が生じているのは、法科大学院修了 2 年前に受験した旧司法試験の受験回数が算入されるためである。

図表 4 - (1) - ④ 受験資格喪失者のうち 3 回受験し 3 回合格しない者数

(単位：人)

		平成 20 年 試験	21 年 試験	22 年 試験	23 年 試験	24 年 試験	25 年 試験
受験資格喪失者のうち 3 回 受験し 3 回合格しない者数	予測	—	—	—	1,324	1,733	1,841
	実績	241	571	872	1,381	—	—

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成 24 年司法試験の実施に係る予算を概算するために平成 23 年度に算出した数値を基にした予測である。

3 修了から 5 年を経過し、受験資格を喪失する者は含まれない。

(修了年度別にみた受験資格喪失者数)

平成 17 年度修了者及び 18 年度修了者で司法試験に合格しなかった者は、23 年司法試験終了後は、3 回（法科大学院修了前 2 年間の旧司法試験の受験回数も含む。）の受験の有無にかかわらず法科大学院修了翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年以上が経過するため、その全員が受験資格を喪失している（注 1）。

平成 23 年司法試験終了後の受験資格喪失者数の割合をみると、図表 4 - (1) - ⑤及び⑥のとおり、既修者だけであった 17 年度修了者は、修了者 2,176 人のうち 658 人（30.2%）が受験資格を喪失している。また、既修者だけでなく、新たに未修者も加わった 18 年度修了者は、修了者 4,418 人のうち 2,230 人（50.5%）が受験資格を喪失している（注 1、2）。

(注 1) 平成 17 年度修了者は、当時開設していた法科大学院 62 校の既修者のみの修了者であり、18 年度修了者は、当時開設していた法科大学院 69 校の既修者及び未修者の修了者である。

(注 2) 平成 18 年度修了者は、正確には平成 24 年 3 月 31 日で受験資格を喪失する。

図表 4 - (1) - ⑤ 平成 23 年司法試験までの修了年度別にみた受験資格喪失者数等
(全 74 校)

(単位：人、%)

	平成 17年度 修了者	18年度 修了者	19年度 修了者	20年度 修了者	21年度 修了者	22年度 修了者	累計
修了者数	2,176	4,418	4,910	4,994	4,792	4,535	25,825
合格者数	1,518	2,188	2,226	2,228	1,798	1,147	10,105
受験未了者数 (受験資格保有者数)	—	—	1,875	2,244	2,964	3,385	11,468
受験資格喪失者数 (24年3月31日時点)	658 (確定)	2,230 (確定)	809	522	30	3	4,252
うち新司法試験における 受験回数の対象となる 試験を3回受験し、 合格しなかった者(3 回目に旧司法試験を受 験した者を除く。)数	429 (確定)	1,325 (確定)	809	522	30	3	3,118
修了者に占める受験資 格喪失者の割合	30.2 (確定)	50.5 (確定)	16.5	10.5	0.6	0.1	16.5

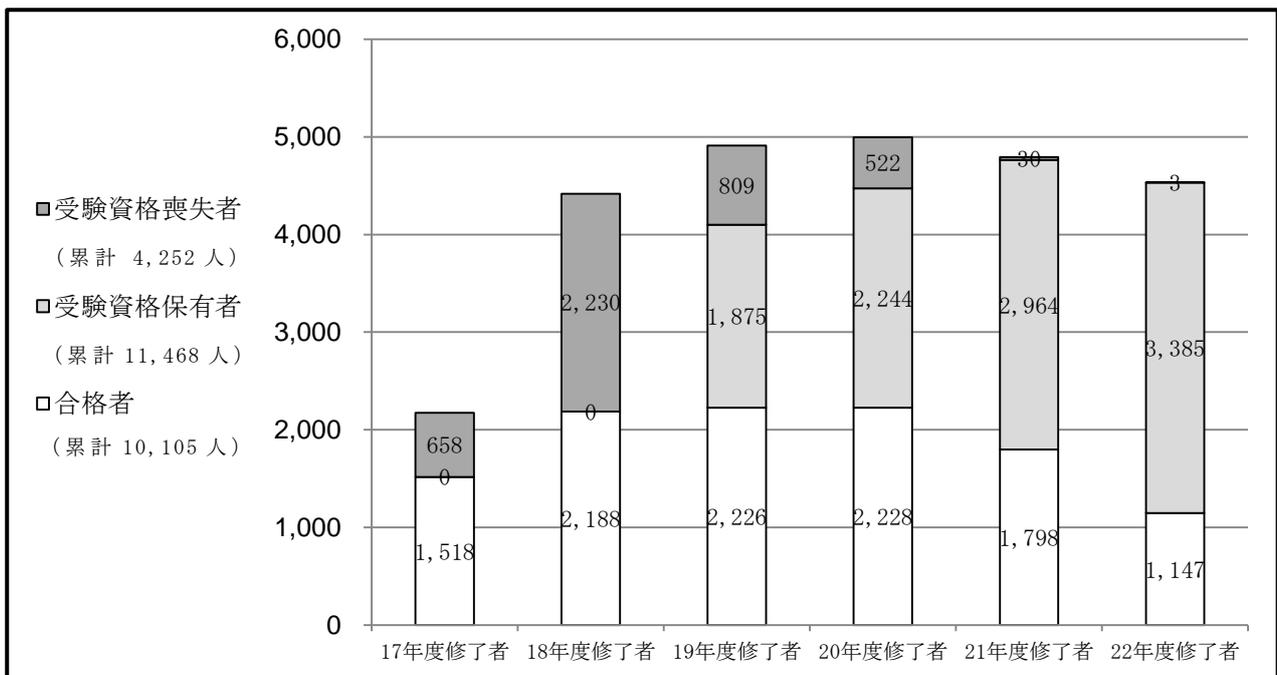
(注) 1 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 平成 23 年司法試験終了後(平成 23 年 9 月 8 日現在)の状況である。

3 平成 17 年度及び 18 年度修了者の受験資格喪失者数は、法科大学院を修了したが、司法試験を受験しなかった者等も含んでいる。

図表 3 - (4) - ⑥ 平成 23 年司法試験までの修了年度別にみた受験資格喪失者数等
(全 74 校)

(単位：人、%)



(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

(ウ) 法科大学院（38校）における修了者の進路の把握に関する取組状況

修了者の進路の把握については、上述のとおり、平成23年度から各法科大学院において取組が開始されている。しかし、現状は、司法制度改革当初の想定より、法科大学院を修了しても、司法試験に合格していない者が多くなっていること、また、平成21年4月の中教審法科大学院特別委員会報告において、法科大学院の自主的な組織における総合的な集積・管理が期待されていることから、今回、当省が実地調査した38法科大学院について、組織としての修了者の進路の把握状況を調査した。

その結果、図表4-(1)-⑦のとおり、平成23年4月1日現在、組織として取組を行っているものが29校（76.3%）（注）、行っていないものが9校（23.7%）みられた。なお、取組を行っていない9校でも、今後、取組を予定している又は検討しているとしている。

（注）ただし、取組を行っている法科大学院には、修了時のみアンケート調査を実施し、「司法試験受験予定」までしか把握していないとする法科大学院も含めている。

しかし、司法試験は、法科大学院修了後に受験することになるため、修了時の進路の把握のみでは、その受験結果及びその後の就職等の進路の把握はできない。

図表4-(1)-⑦ 修了者の進路の把握についての組織としての取組の実施状況（38校）

（単位：校）

取組の有無	法科大学院数
組織として取組を行っている法科大学院	29
組織として取組を行っていない法科大学院	9
うち今後予定している又は検討としている法科大学院	9
合計	38

- （注） 1 当省の調査結果による。
2 平成23年4月1日現在の状況である。

(イ) ホームページによる修了者の進路に関する公表状況

平成24年2月28日現在において、74法科大学院のホームページによる修了者の進路に関する公表状況を見ると、図表4-(1)-⑧のとおり、司法試験合格者の就職先等を掲載しているものは17校（修了年度及び人数の内訳が不明な1校を含む。）みられた。このうち就職先の法律事務所名も掲載しているものもみられる（1校）。

一方、図表4-(1)-⑧のとおり、合格者以外の就職先等を掲載しているものは6校（修了年度及び人数の内訳が不明な1校を含む。）みられた。このうち合格者とそれ以外の者の進路を分けて掲載し、法曹以外の道へ進んだ者の就職先等も掲載し情報提供しているものもみられる（2校）。

図表 4 - (1) - ⑧ 各法科大学院のホームページでの修了者の進路に関する情報の公表状況（平成 24 年 2 月 28 日現在）（全 74 校）

（単位：校）

法科大学院ホームページでの掲載内容		法科大学院数	
修了者の進路	合格者の進路	司法試験合格者の就職先等（裁判所、弁護士事務所、企業法務、官公庁等の別）を掲載しているもの	17
		うち就職先の名称等（法律事務所等名）までを掲載しているもの	1
	上記以外の進路	法曹以外の道に進んだ者の就職先等（官公庁、民間企業等の別）を掲載しているもの	6
		うち就職先の名称等（企業等名）までを掲載しているもの	0

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 平成 24 年 2 月 28 日現在の状況である。
 3 上表は、修了者の進路に関する情報等を主要な目的として、掲載しているものであり、ホームページに自己評価書のリンクを掲載しているのみのもものは、含まない。
 4 就職先については、修了年度別や内訳の人数までは不明であるものも含む。

（オ） 法科大学院（38 校）で把握している修了者の進路の状況

今回、当省が、実地調査した 38 法科大学院が把握している平成 23 年 4 月 1 日現在の修了年度別の修了者の進路は、次のとおりである。

（司法試験合格者）

図表 4 - (1) - ⑨、⑩のとおり、修了したばかりであり、調査時以降の平成 23 年 5 月の司法試験を目指す者が必然的に多くなる 22 年度修了者を除いてみると、17 年度修了者から 21 年度までの修了者では、司法試験合格者（各法科大学院で旧司法試験合格と把握しているとみられる者を含む。）が最も多くなっている。38 校中 26 校の既修者のみであった 17 年度修了者は、1,225 人のうち 927 人であり修了者の 75.7% であるが、18 年度から 21 年度までの修了者では、修了者の約 3 割又は 5 割となっている。

（法曹以外の道に就職した者及び進学した者）

一方、法曹以外の職種への就職や進学として把握されている者は、これまでの修了者の累計 1 万 5,320 人のうち 721 人（4.7%）となっている。実地調査した 38 校において把握できている限りでは、進学よりも就職が多く、その内訳は、一般企業等（図表 4 - (1) - ⑨中の「上記以外」に当たる。）が最も多く、次いで、官公庁、企業（法務部門）となっている。隣接士業の資格を取得し活動している者は各年度修了者別にみても若干数となっている。同表の「就職」の「上記以外」には、助教として採用されている者もみられる。

（司法試験受験予定者）

修了者は、修了後5年間は3回までの司法試験の受験資格を保有しているため、翌年以降の司法試験受験を予定している者もおり、各法科大学院では、修了者に対して、個別に聴取しているほかに、自校の施設や設備等を利用して学習を続けている登録研修生等の制度があるため、それらの登録者数を把握している。

平成22年度修了者は、23年司法試験が修了後最初の司法試験となることから、おのずと受験予定者の割合も約7割と高いが、38校において、司法試験受験予定とされている者は、図表4-(1)-⑨のとおり、平成18年度から22年度までの修了者1万5,320人のうち累計で3,599人(23.5%)となっている。

（進路が把握できていない者）

また、司法試験（各法科大学院で旧司法試験合格と把握されているとみられる者を含む。）以外の者で進路が把握できていない者は、既修者のみで修了者自体も少なかった17年度修了者は252人と少ないものの、18年度から21年度までの修了者は、それぞれ1,000人前後となっており、各修了年別にみても、修了者の約3割から4割となっている。

平成17年度から22年度までの修了者で、22年4月1日現在、司法試験合格していない者9,334人(注)のうち進路が把握できていない者の累計は、図表4-(1)-⑨のとおり、4,922人となっており(32.1%)となっている。これらの者は、司法試験に合格した者ではないため、法曹以外への就職、進学等をしているとみられる。

(注)ただし、旧司法試験合格者が含まれる。

（進路の把握状況の実態）

さらに、当省が調査した結果、実地調査した38法科大学院のうち、全員が不明となっているものが5校みられ、それ以外の33校についても、「司法試験合格」及び「司法試験受験予定」のみ把握しているがそれ以外の進路については「不明」となっているものが5校みられた。

また、実地調査した38法科大学院のうち、進路が決まっていない者の状況として、「司法試験受験予定」自体も「不明」とする法科大学院もみられ、直近の平成22年度修了者は受験予定として把握しているものがあるものの22年度以前の修了者は、受験予定について「不明」となっているものが14校みられた。

組織としての取組を行っているとしている28校の把握状況に限ってみても、①未把握が2校（うち1校は、修了者数に比べ十分な把握ができておらず、有意な数字ではなく、回答できないとするもの）、②司法試験合格者のみの把握が1校みられた。さらに、「新司法試験合格」者についても、その就職状況までは把握していないとする法科大学院もみられた（3校）。

図表 4 - (1) - ⑨ 法科大学院で把握できている進路の状況 (38校)

(単位:人、%)

	平成 17年度 修了者	18年度 修了者	19年度 修了者	20年度 修了者	21年度 修了者	22年度 修了者	合計
38校の修了者数の合計	1,225 (100.0)	2,544 (100.0)	2,908 (100.0)	2,982 (100.0)	2,898 (100.0)	2,763 (100.0)	15,320 (100.0)
新司法試験合格者	927 (75.7)	1,382 (54.3)	1,424 (49.0)	1,338 (44.9)	915 (31.6)	—	5,986 (39.1)
把握されている旧司法試験合格とみられる者	5 (0.4)	1 (0.0)	5 (0.2)	6 (0.2)	4 (0.1)	1 (0.0)	22 (0.1)
就職した者及び進学した者の小計	41 (3.3)	147 (5.8)	199 (6.8)	150 (5.0)	110 (3.8)	74 (2.7)	721 (4.7)
就職した者	37 (3.0)	141 (5.5)	196 (6.7)	147 (4.9)	105 (3.6)	71 (2.6)	697 (4.5)
法曹三者(司法修習生を含む。)	※ 就職状況までは把握していないと回答する法科大学院もみられたため、「新司法試験合格者数」として、別途上記に計上した。						
官公庁	9 (0.7)	35 (1.4)	62 (2.1)	48 (1.6)	30 (1.0)	17 (0.6)	201 (1.3)
企業(法務部門)	6 (0.5)	23 (0.9)	32 (1.1)	27 (0.9)	20 (0.7)	20 (0.7)	128 (0.8)
隣接士業	4 (0.3)	13 (0.5)	2 (0.1)	12 (0.4)	8 (0.3)	5 (0.2)	44 (0.3)
上記以外	18 (1.5)	70 (2.8)	100 (3.4)	60 (2.0)	47 (1.6)	29 (1.0)	324 (2.1)
進学した者	4 (0.3)	6 (0.2)	3 (0.1)	3 (0.1)	5 (0.2)	3 (0.1)	24 (0.2)
法学系大学院	4 (0.3)	5 (0.2)	2 (0.1)	2 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.0)	14 (0.1)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	4 (0.1)	2 (0.1)	8 (0.1)
法科大学院再入学	0 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.0)
司法試験受験予定としている者	—	108 (4.2)	354 (12.2)	594 (20.0)	623 (21.5)	1,920 (69.5)	3,599 (23.5)
新司法試験合格でない者のうち進路が把握できていない者	252 (20.6)	906 (35.6)	926 (31.8)	894 (30.0)	1,246 (43.0)	768 (27.8)	4,922 (32.1)

(注) 1 法務省及び文部科学省の資料並びに当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在の状況である。

3 「隣接士業」は、司法書士、行政書士、公認会計士、社会保険労務士及び税理士を言う。

4 就職の「上記以外」は、法務部門以外への企業への就職のほか、助教に採用された者等である。

5 「新司法試験合格者」数は、平成 22 年新司法試験までの累計である。

6 「旧司法試験合格とみられる者(把握されている者)」数は、新司法試験合格者数と各法科大学院が調査表において「就職(法曹三者(司法修習生を含む。))」に記入した数の差である。

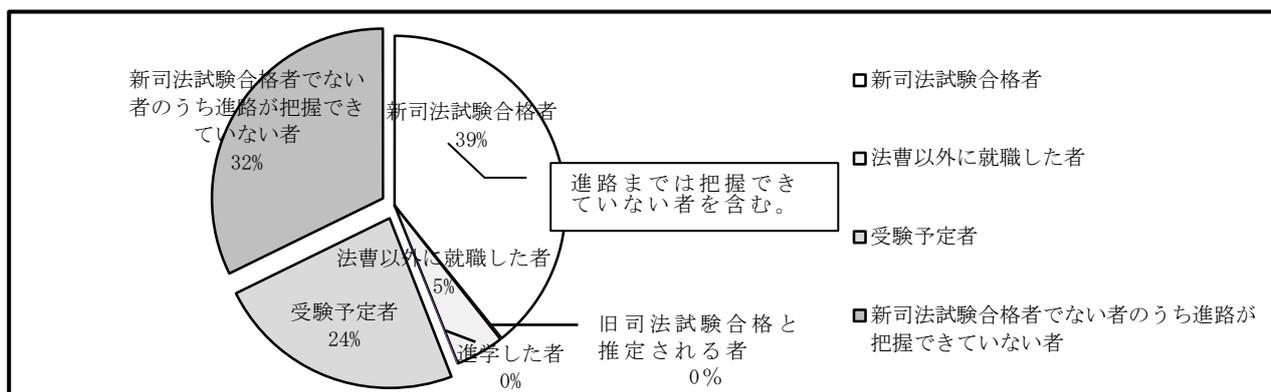
7 平成 22 年度の修了者は、修了直後であるため、「司法試験受験予定としている者」が多くなっている。

ただし、「司法試験受験予定としている者」は、38 校において、作成を依頼した調査表に計上していた数であり、実態とは一致せず、司法試験合格、就職又は進学以外の者を全員計上している法科大学院もみられた。

8 例えば、司法試験に合格したものの司法研修所に行かず、官公庁に就職した者等があり、重複して計上している場合があるため、一部、内訳と 38 校の修了者の合計とは一致しない。

9 平成 17 年度修了者の合計は、当時設置されていた 26 校の累計であり、18 年度修了者の合計は、当時設置されていた 33 校の累計である。

図表 4－(1)－⑩ 法科大学院で把握できている修了者の進路の状況（38 校、平成 23 年 4 月 1 日現在 ※23 年司法試験実施前）



(注) 当省の調査結果による。

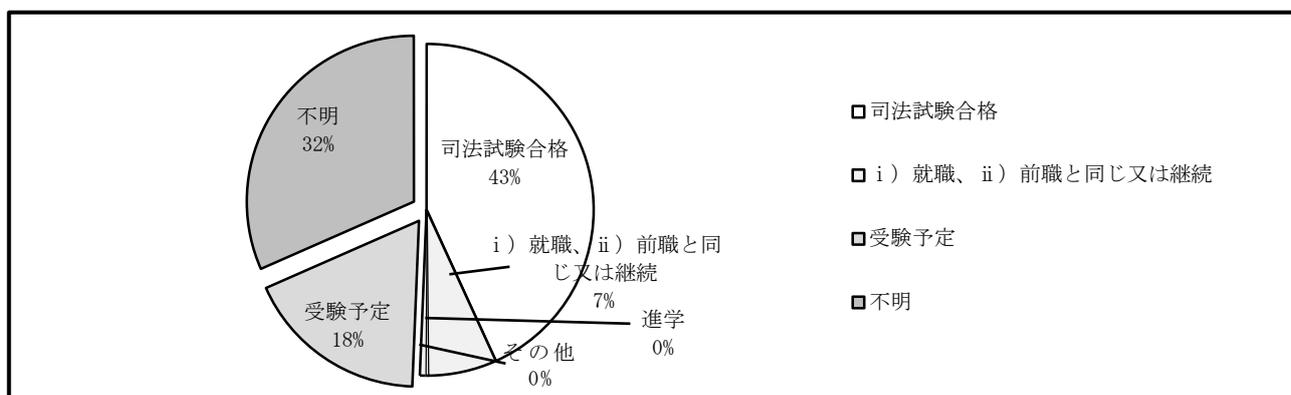
（文部科学省における進路の把握に関する取組）

文部科学省は、平成 23 年 11 月から各法科大学院（全 74 校）に対して、修了者の進路について、調査を行っており、24 年 3 月 7 日に開催した第 47 回中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審法科大学院特別委員会」という。）において、23 年 10 月末現在の集計結果を公表している。

同取りまとめは、74 法科大学院分であり、平成 23 年司法試験の実施後の同年 10 月末現在の状況である。この中で、不明とされており進路が把握できていない者は、17 年度修了者は 22.7%、18 年度修了者は 39.5%、19 年度修了者は 33.7%、20 年度修了者は 31.3%、21 年度修了者は 30.2%、22 年度修了者は 28.3%となっている。図表 4－(1)－⑩のとおり、23 年司法試験の実施後においても、修了者 2 万 5,825 人のうち不明とされている者は累計で 8,167 人であり、その割合は修了者の 31.6%となっている。

なお、同取りまとめにおいても、司法試験合格者についての就職等の進路についての集計結果はみられない。

図表 4－(1)－⑪ 法科大学院で把握できている修了者の進路の状況（全 74 校、平成 23 年 10 月末現在 ※23 年司法試験実施後）



(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

（法科大学院協会における進路の把握に関する取組）

なお、修了者の進路の把握については、現在、法科大学院協会（注）において、法科大学院修了者及び在学生に対し、調査への協力を依頼して、司法試験の受験状況や就職状況等に関する情報の収集が行われているところであるが、文部科学省は、平成 24 年 2 月現在、システムの構築中であるとしている。

（注）法科大学院相互の協力を促進して法科大学院における教育水準の向上を図り、もって優れた法曹を養成し、社会に貢献することを目的として、平成 15 年 12 月に設立された、法科大学院を設置する法人により構成されている団体である。平成 24 年 2 月現在、全 74 校が加盟しているほか、準会員校として 6 校が加盟している。

①法科大学院が行う法学教育の内容及び教育条件整備の検討と提言、②法科大学院の教員の研修、③司法試験の在り方に関する検討と提言、④法科大学院の入学者選抜方法の検討と提言、⑤適性試験に関する検討と提言等の事業を行っている。

（カ） 法科大学院（38 校）における修了者の進路の把握方法

（把握方法）

実地調査した 38 法科大学院のうち組織として修了者の進路の把握についての取組を行っているとする 29 校における修了者の進路の把握方法をみると、図表 4 - (1) - ⑫のとおり、修了者に対するアンケート、メール、郵便での照会が 22 校（延べ数）と最も多く、次いで、指導教員や事務局による聴取（自主的な申告の要請を含む。）が 13 校（延べ数）となっている。このほか、修了者のサイト（ジュリナビ（注）を含む。）や知人・同窓会等の第三者による情報提供により把握している例がみられた。

また、修了者の進路の把握に当たっては、図表 4 - (1) - ⑬のとおり、他の法科大学院の参考となるような独自の取組をしている法科大学院もみられた。例えば、①法科大学院（法務研究科）に就職担当の教員を 1 人配置し、修了者の進路について個別の情報収集（1 校）、②修了後も就職支援情報を提供するなどして、修了者との連絡が取れるようにし、修了式、司法試験合格発表以降も経年的なアンケートの実施（1 校）、③修了後のメールアドレス等の聴取の他に、法科大学院のホームページにおいて、「修了後の進路報告について」を掲載し、修了者に進路の報告の呼び掛け（1 校）といった取組がみられた。

なお、実地調査において、修了者の進路の把握を組織的に行っているとした 29 校のうち 15 校は、下記図表 4 - (1) - ⑫の取組を複数組み合わせ、修了者の進路の把握に努めている。例えば、①メール登録の他に修了者のサイトや同窓会による把握、②郵送での回答がない場合は、指導教員を通じての把握等の取組がみられた。

（注）平成 20 年 4 月から運用を開始した、法科大学院修了者と在学生を対象とする就職・キャリアプランニング支援のためのサイトである。平成 24 年 2 月現在、74 法科大学院中 70 校が参加している。詳細については、後述 4 - (3) - ウ - (イ) - b 参照。

図表 4 - (1) - ⑫ 修了者の進路の把握方法 (38 校)

(単位：校)

取組の内容	法科大学院数
ホームページでの呼び掛け	1
修了者のサイト（ジュリナビを含む。）の活用	5
アンケート、メール、郵便での照会	22
就職担当の専門教員の配置	1
指導教員や事務局による聴取（自主的な申告の要請を含む。）	13
知人や同窓会等の第三者による情報提供	5
弁護士会登録者の調査	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在の状況であり、「今後検討している」又は「予定している」とする法科大学院は含めていない。

3 法科大学院数は、延べ数である。

図表 4 - (1) - ⑬ 【事例】法科大学院における修了者の進路の把握の取組

取組例①

- 法科大学院に就職担当の教員が 1 人配置されており、修了者の進路について、個別に情報収集している。
- 同窓会組織を利用して、各年度修了者の同窓会幹事が本人の同級生等からの情報を基に把握し、大学側に情報提供している。

取組例②

- アンケートを修了式において実施し、修了者の進路の把握に活用している。これに基づき、「司法試験を受験する」と回答した者については、司法試験の時期に再び受験に関するアンケートを行い、実際の受験状況等を調査し、受験者数等の詳細を把握している。また、修了年度以降もアンケートを実施し、修了者の進路の把握に努めている。
- 担当教授が修了年度以降、修了者とのつながりから進路を把握している場合もあるため、そのような経路によって進路を把握する場合がある。

取組例③

- 修了時に大学側からの連絡等を行う際の住所、電話番号、メールアドレス等を聴取し、司法試験の合否情報等を報告・連絡してほしい旨を要請するとともに、法科大学院ホームページのトップページの「修了後の進路報告について」のバーを設け、進路について決定・変更等があればメールでの連絡を要請している。
- 特待生（修了時の成績上位 20 人を対象）及び法務研修生等として法科大学院施設を利用する修了者に対し、教員等が日常の接触時に聴き取り等による司法試験受験の意向や進路等の情報収集に努めている。

(注) 当省の調査結果による。

(今後の検討状況)

今後、取組を予定している又は検討しているとした9校の中には、例えば、①平成24年度から予算を確保し、受け控えや受験資格喪失等、修了者の状況を把握するための基盤整備(1校)、②平成23年12月に全修了者に対して、進路及び司法試験の受験歴等を項目とするアンケートの実施中(1校)、③必要に応じて就職問題委員会の設置等を検討(1校)、④ジュリナビの活用を検討(1校)、⑤1期生から名簿を作成し、地道に修了者一人一人の進路の把握に努める(1校)としている法科大学院もみられた。

(進路の把握時点)

さらに、修了者の進路の把握時点をみると、司法試験受験前や受験後、合格発表後の時点で把握を行っている法科大学院もみられた。例えば、修了後1回目の司法試験終了時と合格発表時の2回の時点で、修了者にアンケートを送付して進路の把握に努めている(1校)、また、上述のとおり、経年的にアンケートを実施し、修了者の進路の把握に努めている(1校)とする法科大学院もみられた。

一方で、修了時のみに把握しているとする法科大学院も若干数みられた。しかし、修了者は、法科大学院修了の翌年度以降の司法試験を受験することになるため、修了時のみの把握では、「司法試験受験予定」とまでしか把握できず、実際の司法試験の受験状況や受験結果あるいはその後の進路等についての把握はできない。

(キ) 法科大学院(38校)における修了者の進路の把握に当たっての支障等 (各法科大学院が困難であるとする理由)

修了者の進路の把握については、実地調査した38法科大学院のうち27校(組織として取組を行っている29校のうちでは21校、組織として取組を行っていない9校のうちでは6校)において、以下の理由から、実際に把握することは、困難であるとする意見がみられた。

a 制度的な支障等

まず、以下のとおり、受験資格保有期間中の法科大学院ごとの司法試験の受験動向についての情報が得られない、個人情報保護との兼ね合いがある等、制度的な支障等があり困難であるとする意見がみられた。

- ① 強制的な措置にはなっていない(1校)
- ② 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に抵触しない手続等の制度化(社会的なインフラ整備)が必要である(2校)
- ③ 修了後に司法試験があるため、修了時は「司法試験受験予定」までとしかどうしても把握できない(1校)
- ④ 受験資格保有期間中の受験動向が分からない、法務省が司法試験の受

験結果について、法科大学院にも情報を開示してほしい（3校）

- ⑤ 法務省から受験資格喪失者（ここでは、3回受験し3回不合格となった者）について氏名等の情報提供がないため、把握することができない（1校）
- ⑥ 修了者は法科大学院に籍を置いていないために、法科大学院からの情報提供を受けることが困難である（2校）
- ⑦ 受験指導が禁止されていることから、司法試験に不合格となった者を指導することが難しい状況にあり、修了者の協力が得られない（1校）
- ⑧ ジュリナビによる就職支援を円滑に行うため、文部科学省からの一定の助成を受けたい（平成21年度から助成が廃止された（注））（1校）

（注）ジュリナビについては、後述4-(3)-ウ-(イ)-b参照。

ジュリナビに対する助成額は、平成19年度は約2,000万円、20年度は約2,160万円であった。

b 制度的な要因以外による支障等

次に、以下のように修了者の意思によるものである、修了者の住所が不明である等、制度的な要因以外の支障があり困難であるとする意見がみられた。

- ① 修了者の意思によるものであり、把握が困難
 - i 修了者自身の意思によるものであり、正確な把握は困難（調査等を実施しても回収率が低い、プライバシーの問題、年月が経つと途絶える、ジュリナビも全員が登録していない）（20校）
 - ii 司法試験不合格者や他業種に就職した者は接触を避ける傾向にある、有職のまま入学した者は簡単に教えてくれない（8校）
- ② 住所不明等により修了者との連絡を取ることができない（3校）
- ③ 大規模校になると組織的な対応が困難（1校）

（文部科学省が想定している把握すべき進路等）

上述のとおり、実地調査した38法科大学院のうち25校（上記(b)の①に該当する法科大学院の実数）において、修了者の進路の把握は、修了者の意思によるものであるため、困難であるとしており、取組内容に違いはあるものの、正確な把握は難しい状況がみられた。

この点に関して、文部科学省は、司法試験の合否に関する情報だけではなく、就職先までの把握が必要であるとしている。また、同省は、修了後に司法試験があり、就職することから、進路の把握に当たっては、難しい面もあると承知しており、どこの時点で把握すればよいかというものはないが、少なくとも司法試験の受験資格を保有し得る5年間は把握できていることが望ましいとしている。

(法科大学院において今後検討している方法や課題)

また、今後検討を行っているとしている法科大学院からは、例えば、法務研修生等(注)の登録時に、進路等の記載事項を盛り込み確実に把握する仕組みの確立も考えられる(1校)としている法科大学院もみられた。さらに、今後取り組んでいく上での課題として、①学生と教員との関係を密にしてい く必要がある(1校)、②経年修了者に対する把握が課題である(1校)とする意見がみられた。

(注) 実地調査した38法科大学院のうち35校では、無償で提供するものも含めて、修了後に司法試験受験を目指す者に対して、法科大学院の施設や設備を利用することを認める制度を設けている。修了後、最初の受験までは無料としている法科大学院もみられる。35校のうち1校は、法務研修生等の名称をもった制度ではないが、無償で法科大学院の施設等を利用させている。

これらの者の名称は、例えば、「法務研修生」や「専門研究員」、「法務研究員」、「学生アドバイザー(SA)」等、法科大学院ごとに異なっているため、ここでは、「法務研修生等」と総称している。

(ク) 修了者の進路の把握を行う必要性についての法科大学院(38校)の認識

平成23年4月1日現在において、組織として修了者の進路の把握の取組を行っていない9校の中には、「修了者の進路に関する情報は、在学生及び法科大学院にとって有益な情報であるが、進路の把握は困難であり、各大学がそれぞれの判断で任意に努力すべきことであり、大学に義務を課すことは適切でない」とする法科大学院(1校)もみられた。また、当省が把握の取組を行っているものの中に含めている28校の中にも、「修了者の進路の把握は困難であり、また、法科大学院は在学生の教育に責任を負うものであり、修了者の動向まで把握する必要性は高くない」とする法科大学院(1校)もみられた。しかし、平成21年4月の中教審法科大学院特別委員会報告においては、「各法科大学院における情報(特に修了者の進路など)については、法科大学院の自主的な組織において総合的に集積・管理しておくことが期待される」とされている。

また、文部科学省は、上述のとおり、留意事項を示した通知を発出しているほか、修了者の進路の把握に関しては、法科大学院の間で認識に差はあるとしながらも、例えば、法科大学院協会の総会の開催の機会に、法科大学院に対し、法科大学院をめぐる情勢などの説明において、修了者の進路の把握の必要性についても、改めて説明しているとしている。

なお、調査時点においては、組織として修了者の進路の把握の取組を行っていなかった法科大学院の中には、以下のような理由からその必要性が低いなどとするものが3校みられた。

- ① 有職者が多いため、職場に戻ることができる者が多い(1校)
- ② 入学者の中には通学している事実を会社に伝えていない者もあり、修了後に連絡することは基本的に行っていないため、修了者の進路の把握ができない(1校)

- ③ 学生数が少人数であることから、組織的に特別な方法を採用しなくとも、修了者の進路は大体把握できる（1校）

イ 法務省、文部科学省及び法科大学院（38校）における不合格者対策の実施状況

(7) 法務省及び文部科学省による不合格者対策の実施状況

a 法務省による不合格者対策の実施状況

法務省は、法務省設置法（平成11年法律第93号）の規定に基づき、司法試験に関する事務は所掌しているが、法科大学院修了者を把握していないため、修了者に対する就職支援等は、文部科学省及び法科大学院協会が主となる取組であるとしており、特段の対策を講じていない。

同省は、まずは不合格者を減らすことが重要であるとしながら、不合格者への支援策は、大学を修了しても就職が決まらない者と同じようなアプローチになるのではないかとしており、各法科大学院においても、就職相談等が開始されており、そういった枠組みで考えるべきではないかとしている。

ただし、司法試験に合格しなかった者が、他の分野でどのようなニーズがあるのかについては、法曹養成に関するフォーラム（注）において、支援策が議論されるかどうかは別として、把握しておくことは必要ではないかとしている。

（注）平成23年5月13日、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより開催され、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行っている。24年4月13日までに12回開催されている。

b 文部科学省による不合格者対策の実施状況

一方、文部科学省は、大学等の新規学校卒業者等への就職支援など教育行政を所管する立場として実施している支援は行っているが、法科大学院修了者に限った特段の対策を講じていない。

文部科学省は、認証評価基準の中に修了者の進路の把握を求めることとなった経緯も踏まえ、各法科大学院において、在生も含めた修了者に対する就職支援を充実させていくことも必要であるとしている。

(イ) 法科大学院（38校）における不合格者対策の実施状況

法科大学院修了者に対する支援（以下「不合格者対策」という。）としては、①司法試験に合格していない者（以下「司法試験受験予定者」という。）に対する支援と②受験資格喪失者に対する支援の2種類が考えられる。

今回、当省が実地調査した38法科大学院における不合格者対策を調査したところ、以下のような取組がみられた。

a 司法試験受験予定者に対する支援状況

(法科大学院における司法試験受験予定者に対する支援状況)

法科大学院における司法試験受験予定者に対する支援の実施状況についてみると、実地調査した38法科大学院のうち35校において、修了後に司法試験受験を目指す者に対して、登録料を支払わせた上で、法科大学院の施設や設備を利用することを認めている法務研修生等(注1、2)の制度を設け、受験への支援を実施している。また、実地調査した38法科大学院では、図表4-(2)-①のとおり、

- ① 法科大学院の施設・設備(自習室、資料室、図書室、ロッカー等)の利用を認めているものが36校(このうち法務研修生等のみ認めているものが27校)、認めていないものが2校(注3)
- ② オフィスアワー(注4)の利用等による教員への質問を認めているものが32校(このうち法務研修生等のみ認めているものが9校)、認めていないものが6校
- ③ 授業(正課)への聴講を認めているものが21校(このうち法務研修生等のみ認めているものが11校)、認めていないものが17校
- ④ 正課外の勉強会等への参加を認めているものが29校(このうち法務研修生等のみ認めているものが11校)、認めていないものが9校
- ⑤ 在学生が使用している教材等の閲覧・使用を認めているものが30校(このうち法務研修生等のみ認めているものが17校)、認めていないものが8校

みられた。

取組の中には、法務研修生等と認定するための登録料や利用料の徴収するものや、教員の裁量による場合もあるものの、調査した38校のうち37校の法科大学院において、司法試験受験予定者に対し、図表4-(2)-①に示すいずれかの支援が実施されていた。

(注1) 名称は、例えば、「法務研修生」や「専門研究員」、「法務研究員」、「学生アドバイザー(SA)」等、法科大学院ごとに異なっているため、ここでは、「法務研修生等」と総称している。

(注2) 修了後、最初の受験までは無料としている法科大学院もみられる。

(注3) ただし、2校のうち1校は、大学の研究所において、有料で自習室の貸出を行っている。

(注4) 学生からの質問や相談に応じるために、教員が必ず研究室にいる時間帯のことである。

図表 4 - (2) - ① 司法試験受験予定者への支援状況 (38 校)

(単位：校)

支援の内容	法科大学院数	うち法務研修生等のみとしている法科大学院数
① 法科大学院の施設・設備（自習室、資料室、図書室、ロッカー）の利用を認めている法科大学院	36 / 38	27 / 36
② オフィスアワーの利用等による教員への質問を認めている法科大学院	32 / 38	9 / 32
③ 授業（正課）への聴講を認めている法科大学院	21 / 38	11 / 21
④ 正課外の勉強会等への参加を認めている法科大学院	29 / 38	11 / 29
⑤ 在学生在が使用している教材等の閲覧・使用を認めている法科大学院	30 / 38	17 / 30

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在の状況である。

3 ①から⑤までのいずれも教員の裁量等、条件付きで認めている場合を含む。

4 法務研修生等は登録料を支払い、登録される。修了後、最初の司法試験までは無料としている法科大学院もみられる。

(法科大学院における司法試験受験予定者への特色ある支援の取組)

このほか、司法試験受験予定者への支援例として、

- ① アドバイザー支援制度（注 1）（1 校）
- ② 司法試験に係る講評会（修了者にも呼び掛けているもの）（1 校）
- ③ 合格者・若手弁護士を招いた談話会や講演会の開催（修了者にも呼び掛けているもの）（1 校）
- ④ （司法試験そのものに対する支援ではないが、）「キャリア支援委員会」を設置し、受験から合格発表までの間に特別講義・講演を実施して、能力・適性に応じた法曹への進路を決定することができるよう、そのきっかけの提供（1 校）
- ⑤ チューター制度の導入、OB 組織からの寄付基金に基づき弁護士をチューターとする修了者勉強会の実施（ただし、学生負担もあり。）（2 校）
- ⑥ 修了者のフォローアップとして、2 年次以上の演習科目の期末試験を利用した答案添削（1 校）

の取組がみられた。

また、法務研修生等とは別に、特待生として、修了時の成績上位 20 人を対象として、大学院の在學生とほぼ同じ条件で施設（自習室、図書室、ロッカー等）を無料で利用できる制度を設けているものもみられる（1 校）。同大学では、この制度を設けた理由は、聴講生費用が 95,600 円と高いことや 3 月の修了直後から 5 月中旬の司法試験受験までに場合によっては、2 か月程度の利用しかできないにもかかわらず、利用料金を求められるのは不経済なことから、修了者から要望が寄せられたためとしている

(注2)。

(注1) 教員が、1人当たり10人程度の学生を受け持ち、目指すべき法曹やそのための履修方法、学習方法の改善等、アドバイザーとして学習・生活上の全般にかかわる諸問題等の相談に気兼ねすることなく相談しやすい環境を作って応じているものであり、少人数の特性を生かしたきめ細かな学生へのケアを行っているものである。

(注2) 法務研修生等の制度を設けている法科大学院の中には、修了後最初の司法試験までは無料としているものもみられる。

(身分付与としての法務研修生等制度のメリット)

なお、法務研修生等の制度による支援については、修了者が法科大学院の施設を自由に利用できるというメリットのほか、修了者は無職で身分がないため、子どもを保育園に預けることができないという事例が実際にあったことから、修了者にとっては身分を付与するメリットもあり、法科大学院にとっては、修了者の自学自習状況を把握し得るというメリットがあるとする法科大学院もみられた(1校)。

b 受験資格喪失者に対する就職等の支援状況

次に、不合格者対策のうち、受験資格喪失者に対する支援の実施状況についてみると、実地調査した38法科大学院において、受験資格喪失者に特化した支援を実施している法科大学院はみられなかった。

しかし、受験資格を保有する修了者と同様に、①ジュリナビを通じた求人情報の提供、②大学として取り組んでいる既卒者向けの就職支援のサービス(例えば、i)就職に関する相談・アドバイス、ii)求人ファイルの閲覧、iii)メーリングリストを通じた就職情報の配信、iv)修了者組織との共催による情報交換会)を利用させるなどの就職支援等の取組がみられた(注)。

一方、当省の調査においては、法科大学院から、「受験資格喪失者に支援を行うにしても、法科大学院では受験資格喪失者を把握できない」とする意見もみられた(1校)。

さらに、受験資格喪失者への支援について、法科大学院から、「受験資格喪失者(ここでは、3回受験し3回不合格となった者)は、今後増えてくるため、何らかの手を差し伸べる必要はある。しかし、これはまず文部科学省を始めとした行政がやるべきことである。不合格者対策は社会全体の制度設計と関わっており、一つの法科大学院がどうこうできる問題ではない。関係府省が協力して、支援策を考える必要があるのではないかと提起する意見もみられた(1校)。

(注) 修了者への就職等の支援については、後述の「4-(3)-ウ-イ) 法科大学院(38校)における在学生及び修了者に対する就職等の支援状況」参照。

(ウ) 国が不合格者対策を講ずる必要性

a 国が特段の措置を講ずる必要性について（意識調査結果）

今回、当省が実施した意識調査において、法科大学院専任教員（以下「専任教員」という。）、新司法試験制度を経た弁護士（以下「新弁護士」という。）、旧司法試験制度を経た弁護士（以下「旧弁護士」という。）及び国民に対し、受験回数制限を設けた趣旨を示した上で、政府が不合格者対策として特段の措置を講ずる必要性の有無について2つの設問を尋ねた結果は、以下のとおりである。

まず、①「法科大学院修了後、新司法試験の不合格が3回続いた結果として受験資格を失った者を支援する観点から、政府が特段の措置を講ずるべきである」か否かについて尋ねたところ、図表4-(2)-②のとおり、教員では、半々に分かれたものの、全体(2,490人)のうち、1,544人(62.0%)が「そう思わない」又は、「どちらかと言えばそう思わない」と回答した。

次に、②「大学を卒業した者が選んだ結果であり、また、他の国家資格からみても、政府が特段の支援策を講ずる必要はない」か否かについて尋ねたところ、図表4-(2)-③のとおり、専任教員では、半々に分かれたものの、全体(2,490人)のうち、1,496人(60.1%)が「そう思う」又は、「どちらかと言えばどう思う」と回答した。

このように、意識調査において、上記2つの設問とも、受験回数制限の下、3回続けて不合格となった者に対し、政府が特段の措置を講ずる必要はないとする回答が過半数を占めた。

b 国が特段の措置を講ずる必要はないとする意見

また、自由記載にあった政府が特段の措置を講ずる必要はないとする主な理由は、以下のとおりであり、専任教員は特段の措置を講ずる必要性はないとする旨の自由記載が少なかったものの、新弁護士、旧弁護士及び国民では、属性に関係なく同じような意見がみられた（注）。

- i 受験回数制限を承知の上で受験しているため、自己責任である（専任教員、新弁護士、旧弁護士、国民）
- ii 旧司法試験に比べれば、決して合格率は低くない（旧弁護士）
- iii 資格試験であるため、合格水準に達しないのであれば、やむを得ない（旧弁護士、国民）
- iv 国民の税金を使って、不合格者対策を講ずることに理解は得られない（新弁護士、旧弁護士、国民）
- v 旧司法試験でも救済措置は一切無かった（新弁護士、旧弁護士）
- vi 司法試験を目指していた者（法科大学院修了者）だけが特別に保護される必要はない（新弁護士、旧弁護士、国民）
- vii 個人の選択の問題であり、政府が踏み込むべき問題ではない（新弁護士）
- viii 能力がある者であれば、支援がなくとも十分就職できる（新弁護士）

- ix 再入学が認められるのであれば、特段の措置は必要ない（専任教員）
 - x 救済策として予備試験がある（新弁護士）
- 等

（注）意見の後の（ ）内は、自由記載に回答した者の属性を示す。

上記に挙げた意見は、意見の数に関係なく、不合格者対策は必要がないと回答した者の主な意見を記載している。不合格者対策についての自由記載の内容については、図表4-(2)-④参照。

c 国が特段の措置を講ずる必要があるとする意見

一方、意識調査結果において、①「法科大学院修了後、新司法試験の不合格が3回続いた結果として受験資格を失った者を支援する観点から、政府が特段の措置を講ずるべきである」又は、②「大学を卒業した者が選んだ結果であり、また、他の国家資格からみても、政府が特段の支援策を講ずる必要はない」との質問に対して、全体としての割合は約3割（①「そう思う」32.8%、②「そう思わない」34.3%）と低いものの、「政府が特段の措置を講ずる必要がある」とする回答する者の中には、自由記載において、以下のような対策を講ずるべきとする意見がみられた（注）。

- i 受験回数制限を撤廃又は緩和する、再検討する（専任教員、新弁護士、旧弁護士、国民）
 - ii 合格率の改善を図る（専任教員、旧弁護士、国民）
 - iii 法科大学院への再入学を1回まで認める（専任教員）
 - iv 修了者に予備試験の一定科目免除等を講ずる（新弁護士）
 - v 修了者への他資格の免除を講ずる、企業や官公庁への採用の促進を図る（専任教員、新弁護士、旧弁護士、国民）
 - vi 法科大学院が就職支援等の措置を講ずる（旧弁護士）
 - vii 法科大学院を廃止又は統合する（専任教員、新弁護士、旧弁護士、国民）
 - viii 法科大学院の定員削減を図る、入学選抜、成績評価、修了認定の厳格化を図る（新弁護士、旧弁護士、国民）
 - ix 制度発足当初の不合格者には特段の措置を講ずる（新弁護士、国民）
- 等

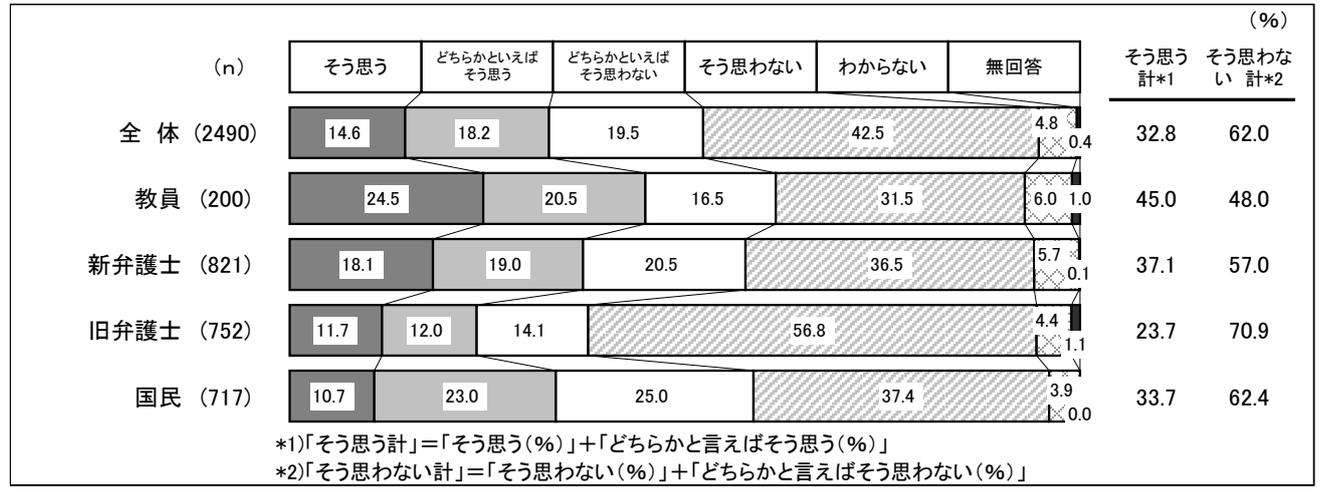
（注）意見の後の（ ）内は、自由記載に回答した者の属性を示す。

上記に挙げた意見は、意見の数に関係なく、不合格者対策は必要であると回答した者の主な意見を記載している。不合格者対策についての自由記載の内容については、図表4-(2)-④参照。

図表 4 - (2) - ② 意識調査結果（不合格者対策①）

【説明】受験生の大量かつ長期間の滞留による種々の弊害を防止するために設けられた法科大学院修了後5年間に3回までという新司法試験の受験回数制限の下、この資格を失った者が平成22年までに1,737人発生しています。こうした者の中には、法科大学院に再入学して受験資格を得ようとする者や、法曹の道を断念し他の道に進んだ者がいます。

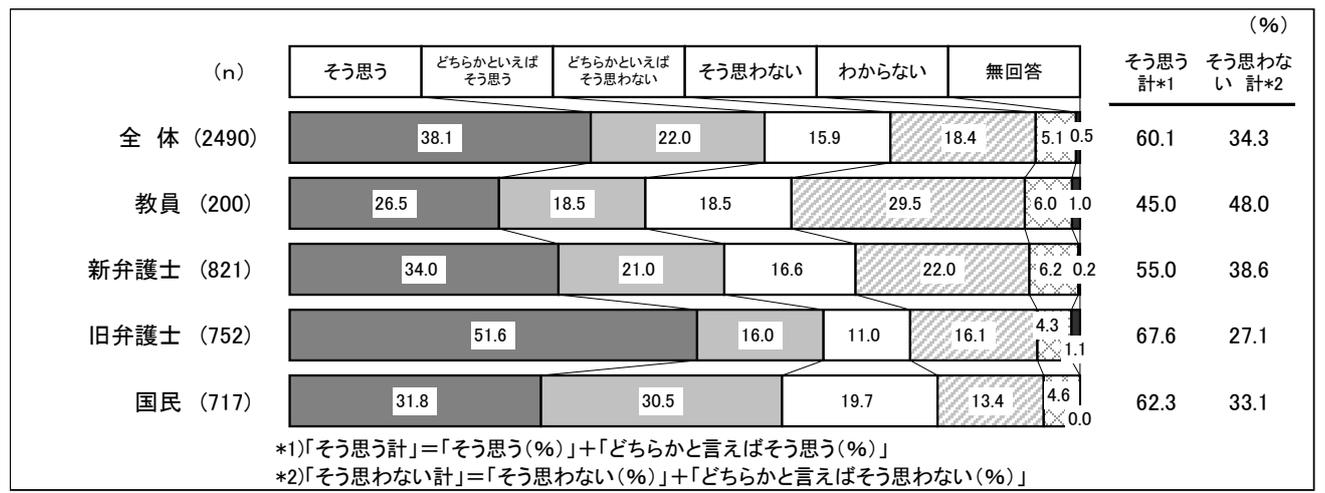
問 12. ①法科大学院修了後、新司法試験の不合格が3回続いた結果として受験資格を失った者を支援する観点から、政府が特段の措置を講ずるべきである。



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 国民は、上記の設問では、制度改革認知の質問で『1.知っている』『2.おおむね知っている』いずれかを選択した方のみを対象とした。
 3 「n」は、回答者数を示す。

図表 4 - (2) - ③ 意識調査結果（不合格者対策②）

問 12. ②大学を卒業した者が選んだ結果であり、また、他の国家資格の例からみても、政府が特段の支援策を講ずる必要はない。



- (注) 図表 4 - (2) - ②の (注) に同じ。

図表 4 - (2) - ④ 意識調査結果（不合格者対策に関する問いに対する自由記載の内容）
（単位：件）

自由記載の内容	専任教員	新弁護士	旧弁護士	国民	計
① 受験回数制限を撤廃又は緩和すべきである、受験回数制限について再検討すべきである	21	55	79	47	202
② 特段の措置を講ずる必要はない（自己責任である、司法試験を目指していた者だけが特別扱いされる必要はない、個人の選択の問題であり政府が踏み込むべき問題ではない等）	5	44	48	53	150
③ 法科大学院修了者の企業や官公庁への採用の促進を図る（政府主導でないとするものを含む。）	6	22	9	3	40
④ （具体策は示さないが、）何らかの措置を講ずるべきである	3	10	9	10	32
⑤ 制度設計の問題である、又は、制度を廃止し旧制度に戻すべきである	1	2	13	16	32
⑥ 政府、関係者又は法科大学院の責任を求める意見	4	13	15	0	32
⑦ 法科大学院の定員を削減すべきである、法科大学院での入学選抜、成績評価、修了認定の厳格化を図るべきである	1	7	7	7	22
⑧ 法科大学院を廃止、又は統廃合すべきである	1	3	12	1	17
⑨ 再度目指す修了者には、特例措置を講ずる（受験回数が進むほど合格基準点を引き上げる、再入学者に対し特例措置を講ずる、司法試験予備試験の一定科目免除等講ずる、敗者復活可能な道を整備する等）	1	3	2	3	9
⑩ 法科大学院への再入学は認めるべきではない	1	1	4	1	7
⑪ 法科大学院修了者への他資格の免除を講ずる	1	3	1	2	7
⑫ どのような改善策がよいか分からない	0	0	2	4	6
⑬ 受験回数制限は否定しない	0	3	1	2	6
⑭ 特段の措置で解決できる問題ではない	1	2	2	0	5
⑮ 今後の入学者に対しては特段の措置を講ずる必要はないが、制度発足当初の不合格者には措置を講ずるべきである	0	2	1	1	4
⑯ 不合格者への救済措置ではなく、不合格者を減らす対策を講ずるべきである	0	2	1	1	4
⑰ 司法試験合格率の改善を図る	1	0	1	1	3
⑱ 司法試験予備試験の充実を図るべきである	0	0	3	0	3
⑲ その他	2	19	25	33	79
合 計	49	191	235	185	660

（注） 1 当省の調査結果による。

2 延べ数である。

3 不合格者対策に関する問いに対する回答者数は、専任教員 200 人、新弁護士 821 人、旧弁護士 752 人、国民 717 人である。

ウ 法科大学院（38 校）等における在学生及び修了者に対する就職等の支援の状況

(ア) 在学生に対する就職等の支援の実施状況

a 支援の実施状況

（法科大学院制度の意義）

法科大学院は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 18 条第 1 項において、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院」と規定されている。また、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 140 号）第 2 条第 1 号において、「専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするもの」と規定されている。

さらに、平成 21 年 4 月の中教審法科大学院特別委員会報告においては、「新たな法曹養成制度の中核的な教育機関として、司法試験及び司法修習と有機的連携を図りつつ、法曹に必要な学識及び能力を備えた者を養成するという目的で設置されているもの」とされている。

しかし、文部科学省は、平成 23 年 12 月の衆議院法務委員会の答弁において、「法科大学院修了者については、法曹以外の分野でも、企業法務や公務員等として活躍することが期待されている」としており、また、「各法科大学院において、修了者進路状況について、調査・把握し、今後の教育に役立てることが重要と考えている」としている（注）。

（注）平成 23 年 12 月 6 日の衆議院法務委員会における自由民主党・橋慶一郎議員の質問に対する文部科学省の答弁による。

（法科大学院修了者の現状）

上述の図表 4 - (1) - ⑨では、調査対象とした 38 校の修了者のうち、官公庁や企業（法務部門）等に就職している者や、隣接士業の資格を取得して活動している者もみられた。また、法学系大学院等に進学している者や助教として採用されている者も若干数みられた。さらには、後述の 4 - (3) - エ - (ア) のとおり、再入学している者や司法試験予備試験を受験している者もあり、司法試験を引き続き目指している者もみられた。

平成 21 年 9 月に開催された第 34 回の中教審法科大学院特別委員会では、合格率 50% を基準にして、21 年司法試験の結果、「合格率 50% を超える法科大学院はわずか 3 校であり、相当数の法科大学院修了者が法曹の道を断念せざるを得ない」とする談話が取りまとめられている。これと同様に、法科大学院別にみた平成 22 年及び 23 年の司法試験の合格率が 50% 以上の法科大学院をみると、図表 4 - (3) - ①のとおり、22 年は全 74 校中 2 校のみ、23 年は全 74 校中 3 校のみであり、3 回までの受験資格はあるとしても、現状は、法科大学院修了者の多くが法曹の道を断念せざるを得

ない状況となっている。

また、上述 4-(3)-ア-(7)のとおり、23 年司法試験修了時点では、22 年度までの修了者の累計 2 万 5,825 人に対して、受験資格喪失者数は、4,252 人（16.5%）となっている。

図表 4-(3)-① 司法試験の実施年別・合格率別にみた法科大学院数（全 74 校）
（単位：校）

司法試験合格率	平成 18 年 試験	19 年 試験	20 年 試験	21 年 試験	22 年 試験	23 年 試験
60%以上	12	5	1	1	0	0
50%以上 60%未満	12	5	4	2	2	3
40%以上 50%未満	9	10	7	5	5	2
30%以上 40%未満	9	14	14	7	7	8
20%以上 30%未満	6	18	15	14	14	12
10%以上 20%未満	3	12	21	27	29	21
10%未満	7	4	12	18	17	28
合計	58	68	74	74	74	74

（注）法務省の資料に基づき当省が作成した。

（法科大学院（38 校）における在学生に対する就職等の支援状況）

そこで、今回、当省が、実地調査した 38 法科大学院における在学生に対する就職等の支援状況について調査したところ、図表 4-(3)-②のとおり、就職等の支援を実施しているものが 35 校みられた。このうち①就職に関する情報提供（法曹以外の進路の情報提供を含む。）を実施しているものが 35 校、②隣接士業、公務員試験対策に係る講座の開設を実施しているものが 14 校みられた（注）。支援を実施しているほとんどの法科大学院において、大学全体としての就職支援等の取組を利用させている状況がみられた。

（注）支援状況は、法科大学院単独の取組ではなく、大学全体としての就職支援等の取組を含む。

図表 4-(3)-② 在学生に対する就職等の支援状況（38 校）

（単位：校）

支援の内容	法科大学院数
在学生に対する就職等の支援	35
うち就職に関する情報提供(法曹以外の進路の情報提供を含む。)	35
うち隣接士業、公務員試験対策に係る講座の開設	14

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在の状況である。

3 法科大学院単独の取組ではなく、大学全体としての就職支援等の取組を含む。

b 法科大学院（法務研究科等）独自の取組

上記 a は、法科大学院としての在学生に対する就職等の支援に関する取組ではなく、大学全体としての就職支援等の取組を含めたものであるが、法科大学院（法務研究科等）において独自に行っている取組として、例えば、①法科大学院（法務研究科等）に就職担当教員の配置、②弁護士、検察官 O B 等を講師とする講演会の開催や法律事務所での執務見学会の実施、③ベンチャー企業の若手経営者を講師とする企業法務の現場の紹介等がみられた。

【取組例】

- ① 就職担当教員・チューター担当教員等の配置（5校）
- ② O B・O G等の外部講師（法曹、企業法務従事者、行政官等）による講演会の開催等（6校）
- ③ 官庁又は企業説明会（セミナー）の開催、人事院主催の霞が関インターンシップに参加（5校）
- ④ 公共政策ローヤーへの関心を高めるため、「政策形成と法」、「自治体ローヤリング」を授業科目として設置（1校）
- ⑤ 新入生に対して、実社会で適用するスキルを養うことを目的に、専門業者によるコミュニケーションプログラムとタイムマネジメントの研修の実施（1校）
- ⑥ 法科大学院進路選択セミナー等の開催（2校）
- ⑦ 専門業者による就職に必要なスキルのトレーニング（エントリーシートの作成等）を目的とする個別就活指導を企画・実施（1校）

このほか、実地調査の対象としていない法科大学院の中には、当該法科大学院のホームページによると、司法試験に合格することが厳しい状況を迎える中で、学生のキャリア支援を強化するため、法科大学院に就職支援チームを設置し、専属の職員（非常勤嘱託）を配置して、法律事務所の採用情報収集、民間企業の法務職採用情報収集、修了者の就職先の開拓、交渉、就職相談対応等を実施しているものもみられる。

また、実地調査した 38 法科大学院の中には、今後、以下のような取組を行いたいと考えている又は行う予定としている法科大学院もみられた。

- ① 大学就職相談部と相談しながら大学所在地内の中小企業に対し、雇用の働き掛け（1校）
- ② 今後、在学生から就職希望があった場合は、法科大学院に設置されている学生支援委員会、学年担任（学年チーフインストラクター）及びインストラクター（専任教員のうち研究者教員と実務家教員のペア）による就職に関する指導・助言（1校）

c. 在学生に対する就職支援等のニーズに関する法科大学院の意見

(在学生に対する就職支援等の取組を実施していない理由)

在学生に対する就職等の支援を実施していない法科大学院では、以下のような理由から、現在は、取組を実施していないとしている。

- ① 就職に対する支援を求められることがない
 - i 在学生から就職に対する支援を求められたことがないため、必要性はないと判断している（2校）
 - ii 在学中は司法試験を目指しているものと認識している、法曹養成に全力を傾けている（4校）
- ② 多くの者が有職社会人であり、就職（転職）状況について一定の理解があるので、支援の必要性は低い（2校）

(法曹以外の進路に関する在学生の動向)

一方、法曹以外の進路に関する在学生の動向については、実地調査した38法科大学院において、見解の相違がみられた。

- ① 近年、司法試験を受験せず、あるいは司法試験に合格しても、公務員や民間など法曹以外の職に就く者も若干増えてきつつある（1校）
- ② 在学生の法曹以外への就職希望者はほとんどいない（4校）

(在学生に対する就職等の支援についての法科大学院の意見)

また、在学生に対する就職等の支援について、実地調査した38法科大学院からは、①就職希望調査を行うことについては、法曹を目指すことが前提なので、それを断念することを奨励するようではばかられる（1校）、②在学生の就職活動については、自ら就職活動を行っていくのが基本である（1校）とする意見もみられ、法科大学院としては、就職支援は行いにくい、又はその必要性が低いとしている意見もみられた。

一方、中には、法科大学院修了者全てが司法試験に合格する状況ではないため、今後は同大学院が就職支援を行う必要があると考えている（1校）とする意見もみられ、現在の合格率等に鑑みれば、在学時からの就職等の支援の必要性が高まっている状況もみられた。また、希望する学生に対する就職支援の充実を図るとする意見もみられた（1校）。

なお、①司法試験及び司法修習の日程は、企業や公務員に進む者のことが全く考慮されていない、その点で法科大学院生の進路としては門戸が狭い（2校）とする意見や②隣接士業である司法書士試験は、登記実務を教えれば、養成は可能であるが、法曹養成に特化した法科大学院において、他の資格を目指す取組を行うことは難しい面がある（1校）とする意見もみられた。

(イ) 修了者に対する就職等の支援の実施状況

a 法科大学院（38校）における修了者に対する就職等の支援の実施状況

実地調査した38法科大学院について修了者に対する就職等の支援の実施状況をみると、図表4-(3)-③のとおり、支援を実施している法科大学院は26校みられ、一方、支援を実施していない法科大学院は12校みられた。

就職支援を実施している法科大学院の中には、図表4-(3)-④のとおり、修了者のうち、法曹を目指さない者及び司法試験不合格者に対して、法科大学院が主体となって、各界で活躍する大学のOB・OGを招待し、就職を支援する懇談会を開催している。CD大学では、在学生に対して、民間企業への就職を特に考えている者に対し、専門業者による就職に必要なスキルのトレーニング（エントリーシートの作成等）を目的とする個別就活指導を企画・実施しているものもみられる（1校）。

また、今後、在学生に対する就職支援と同様に、大学就職部と相談しながら設置都道府県内における中小企業に対し、雇用の働き掛けを行いたいと考えている法科大学院もみられる（1校）。同大学は、中小企業に限定しているのは、法科大学院の修了者は大学の新卒者より高齢であり、大企業においては、採用の可能性が低いと推測したためであるとしている。

なお、修了者が毎年約150人から200人出ている法科大学院では、上述のとおり、就職支援については、「在学生は新司法試験を目指しているものと認識しており、その必要性は低いが、修了者への対策の方が課題である」としている。このため、毎年の司法試験の合格率も一定の成果を出し、在学時は本来の法曹養成に全力を傾けているとする法科大学院であっても、もともと修了者数自体が多い大規模校である法科大学院では、修了者に占める不合格者の数自体も多いことから、修了者への就職支援等は在学生への就職支援等より、必要性が高くなっている。

図表4-(3)-③ 修了者に対する就職等の支援の実施状況（38校）

（単位：校）

支援の有無	法科大学院数
就職等の支援を行っている法科大学院	26
就職等の支援を行っていない法科大学院	12
合計	38

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成23年4月1日現在の状況である。

図表 4 - (3) - ④ 【事例】法科大学院における修了者に対する就職支援の取組

取組例

- ① 修了者のうち法曹を目指さない者及び司法試験に合格しなかった者に対して、ここ数年、年に1回、法科大学院が主体となって、各界で活躍する同大学のOB及びOGを招待し、就職を支援するための懇談会を開催している。
- ② 平成20年度からキャリアサポート委員を置き、上記懇談会の企画担当、法科大学院協会が行う就職支援に関する会合への出席等の活動を行わせている。

(注) 当省の調査結果による。

b 法科大学院協会における修了者に対する就職等の支援の実施状況

(法科大学院協会における修了生職域委員会)

修了者に対する就職等の支援については、各法科大学院だけでなく、法科大学院を設置する法人により構成されている法科大学院協会(注1)においても、取組が行われている。

法科大学院協会では、平成20年3月に修了生職域委員会を設置し(注2)、①企業法務シンポジウムの開催、②官公庁業務説明会の開催、③修了者の職域拡大のための経済界・官公庁との協議、④修了者の就職・就業動向調査を行っている。

(注1)「法科大学院協会」については、4-(3)-ア-(エ)の(法科大学院(38校)で把握している修了者の進路の状況)の(注2)参照

(注2)平成20年3月に「法科大学院修了者職域問題検討会」として設置され、22年12月に「修了生職域委員会」に名称変更している。

(ジュリナビ)

また、13大学が共同研究し、平成20年から法科大学院修了者と在在学生を対象とする就職・キャリアプランニング支援のためのインターネットサイトである「ジュリナビ」が開設されている。

ジュリナビが開設された目的は、法科大学院教育を通じて質の高い法曹を社会の隅々に輩出していくことが司法制度改革の理念であったが、現状は当初の理念とは異なり、新しい法曹が社会で活躍しているもののその活動領域は旧来型の法曹三者の職域がほとんどであったため、①司法制度改革の理念を達成するために法曹三者以外の法曹の新しい職域を開拓すること、②法曹の職に関する情報の流通を促進することである。

ジュリナビは、文部科学省の平成19年度「専門職大学院等における高度職業人養成教育推進プログラム(注1)」に選定され、その助成(19年度約2,000万円、20年度約2,160万円。ただし、21年度は助成廃止(注2))を受けたものであり、全ての法科大学院修了者及び在在学生を対象に、就職・キャリアプランニング情報を提供している。ジュリナビは、修了者の活動領域を拡大するため、上述の法科大学院協会の修了生職域委員会と連携して活動している。

ジュリナビは、平成 24 年 2 月現在で、74 法科大学院のうち 70 校が参加し(注 3)、費用を負担している。法科大学院の参加の有無にかかわらず、在学生及び修了者は利用できる。

なお、その運営は、特別目的会社に委託されている。

(注 1) 高等教育機関における高度専門職業人養成等の一層の強化を図ることを目的として、国公立の大学が行う、産業界等との連携に基づいた教育方法等の充実に資する先導的な取組について国が支援を行うものである。

(注 2) 平成 21 年度は、高度職業人養成教育推進プログラムが含まれる大学教育・学生支援推進事業については、補助事業ではなく、先導的でよい取組に支援する性格の事業であることから、立ち上げ時に助成をすることで十分だったため、助成は廃止されている。なお、平成 22 年 11 月の行政刷新会議での事業仕分けにおいて、「国の事業として廃止」と判定されている。

(注 3) 平成 24 年 2 月現在で、ジュリナビに参加していないのは、74 校中 4 校である。

(ジュリナビによる支援の効果についての文部科学省の見解)

文部科学省は、ジュリナビによる支援の効果として、ジュリナビが主催している企業法務セミナーにより、当初は学生の認識が低かった企業法務についての認識が学生の間を広まっていることが挙げられるとしている。

また、同省は、ジュリナビにより、学生等に対して、就職や司法修習に関する情報提供の役割が果たせているとしている。

(ウ) 法務博士(専門職)に対する社会のニーズ等に関する法科大学院(38校)等の認識

(法務博士(専門職)の学位)

文部科学省は、平成 15 年に学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)を改正し、新たに、専門職学位である「修士(専門職)」及び「法務博士(専門職)」の学位を設けた。同法第 5 条の 2 に基づき、法科大学院の課程を修了した者には、授与権者である大学から、専門職学位である「法務博士(専門職)」の学位が授与される。

a 法科大学院(38校)の認識

しかし、この法務博士(専門職)の学位について、就職に有意義なものとして、企業等に認知されているか否かについては、実地調査した法科大学院から以下のような意見があり、見解の相違がみられた。

- ① 「法務博士(専門職)」という資格は、就職において、ほとんど意味をなさないため、就職希望者の大半は退学を希望している(1校)
- ② 「法務博士(専門職)」の資格に企業等のニーズがあるとする意見
 - i 「法務博士(専門職)」という資格に価値がないとは思わない。企業等も法科大学院を修了した者は、司法試験に合格しなくても十分に法的素養を持っているということに着目し、法科大学院修了者をターゲットとする企業も少しずつ増えてきている(1校)

ii 最近は、不合格者でもよいから、修了者（法務博士（専門職））を紹介してほしいという企業からの問合せも受けている。修了者がある程度増えてくれば、企業側でも採用しようという動きが出てくるのではないか。実際に、求人情報を提供している企業が、法科大学院修了者を対象とした就職サイトを立ち上げ始めており、マーケットが形成されつつあるようである（1校）

なお、例年、企業等から説明会開催の申入れがあるとする法科大学院もみられた（1校）。

b 文部科学省の認識

また、文部科学省は、法務博士（専門職）の学位について、法的素養や問題解決の調整能力を持った人材であり、法科大学院という教育システムで学んだ者であるため、社会で大いに活用してほしい人材であるとしている。しかし、法務博士（専門職）についての社会の認知度がいまだ低いため、社会で活用されることが課題であるとしている。

ただし、同省は、法科大学院修了1年目の者が司法試験の受験期間（5年）を経て、ようやく社会に輩出され始めてきたところであるので、修了者が実績を積んでいくことが必要であるとしている。

c 企業法務の認識

さらに、経営法友会（注）では、企業法務が求める「法曹」とは、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）だけでなく、資格を持ってはいないが、法学を学んで企業で活躍する者を含めた広い意味での法曹であるとしている。このため、同会は、法務博士（専門職）の学位について、法科大学院修了者は、司法試験の合否にかかわらず、法的な専門知識を持っているので優秀であり、かつ基礎的な能力もあるので、企業法務にとって、魅力ある人材であるとしている。

同会は、企業法務への法科大学院修了者の採用のニーズはあるとしている。同会が平成22年秋に実施した実態調査においては、法務担当者の採用、配属の方針について尋ねた結果、938社のうち83社（8.8%）が「法科大学院修了者の採用をする」と回答しているとしており、法科大学院修了者を採用するとする企業もみられる。また、採用に当たっては、あくまで人物本位であるため、司法試験の合否について、特に聞くことはなく、在学時にどれだけ頑張っていたかどうかであり、法曹の道を断念した理由を聞くことはあるかもしれないが、司法試験に合格しなかったことが決して不利に働くことはないとしている。修了後に司法試験を数回受けており、高齢になっていたとしても、30歳前後くらいであれば、特段採用に問題はなく、職を辞めて挑戦していたとしても、それまでのキャリア等も考慮されるとしている。

さらに、同会では、各法科大学院及び法科大学院協会修了生職域委員会

から修了者の採用について要請を受けることもある、また、法科大学院協会とは、企業法務が求めるスキルなどについての情報交換も行っているとしている。

修了者の就職支援に当たっては、同会は、「法科大学院の学生が企業に対してどのようにアプローチしたらよいのか分からない状況なので、司法試験以外の道を考えるには、大学の就職支援のサービスをもう少し充実させるべきではないか」としている。

さらに、同会は、司法試験が修了後の5月に実施され、その最終結果が発表されるのは9月になることから、企業の通年採用は増えてきているとしても、一括採用の時期は4月であるため、司法試験と修了者の就職活動、企業の採用の時期が合っていないことも課題ではないかとしている。

(注) 昭和46年、「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足した法人単位の会員組織として企業内の法務担当者（法務、文書、総務、審査、監査等その所属部署名は問わない）によって組織されている。

同会では、企業における「法務部門」の充実強化を目的とし「法務部門」の組織・運営等について、会員相互の意見交換を行い、我が国企業における「法務部門」の在り方を追求している。また、研修を通じた担当者のスキルアップ、実務情報の収集、さらに、所管官庁、関係団体に対し、実務的見地からの意見提言、意見交換を行っている。

エ 法科大学院修了者の再入学及び司法試験予備試験受験の状況

(7) 再入学の状況

a 38校における再入学の状況

74 法科大学院では、法科大学院へ再入学している修了者（以下「再入学者」という。）(注)が生じている実態については、把握されていない。

今回、当省が実地調査した38法科大学院の中には、法科大学院修了者の進路の一つとして、再入学が生じている実態がみられた。

今回、把握できた再入学者数は、当省の調査結果、図表4-(4)-①のとおり、平成19年度以降、38校中14校、累計で25人（うち既修者23人、未修者2人）みられた。このうち、法科大学院において、受験資格喪失者であると把握できているのは、25人中12人となっている。

(注) ここでの「再入学者」とは、法科大学院を修了した後、再度法科大学院へ入学している者のことであり、法科大学院を中退し、法科大学院へ入学し直した者は含まない。

図表 4 - (4) - ① 法科大学院で把握できている再入学者数 (38 校)

(単位：人)

	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
再入学者数	1	0	3	7	14	25
うち既修者	1	0	3	6	13	23
うち未修者	0	0	0	1	1	2
再入学者数のうち法科大学 院で受験資格喪失者数であ ると判明している者の数	0	0	2	5	5	12
うち既修者	0	0	2	5	5	12
うち未修者	0	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在で、あくまで実地調査した 38 校で把握できている法科大学院へ再入学した者の数であり、実態とは必ずしも一致しない。

これらの数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、法科大学院側で、把握できている再入学者数であるため、実際には、これより多くの者が再入学しているものと推定される。

再入学者が在籍しているとする 14 校において、司法試験の受験資格を再度取得すること以外に、再入学している理由は把握できなかったことから、再入学者は、司法試験に 3 回（法科大学院修了前 2 年間の旧司法試験の受験回数も含む。）不合格となった後（ただし、合格しない場合に備え、3 回目の試験の年に翌年再入学できるよう入学試験を受験している場合もある。）、司法試験の受験資格をもう一度取得するために、再入学しているものとみられる。

しかし、ほとんどの法科大学院では、入学試験の受験資格として、法科大学院修了者であることを明らかにする必要がないため、そもそも再入学者の有無自体が把握できないとしている。

b 法務省及び文部科学省の再入学についての見解

法務省は、再入学は司法制度改革の本来の理念とはそぐわないが、職業選択の自由や本人の意思の問題もあり、受験資格喪失者が再度、受験資格を取得することまで禁止するものとはなっていないとしている。また、同省は、司法試験法は再度受験資格を取得して、受験することを許容する制度になっているとしている。

文部科学省は、法科大学院修了者が法科大学院へ再入学し、同一学位（法務博士（専門職））を二度取得することについて、法科大学院にかかわらず、禁じられているものではないため、法令上問題はないとしており、同一の学内への再入学であっても、カリキュラムも異なっており、法令上問題はないとしている。一方、再入学を禁じることについても、大学のアド

ミッション・ポリシーによるので、同省が特段の方針を示すものではなく、各大学の判断であるとしている。同省は、同一学位を再度取得する意味では、再入学自体は問題ないとしている。

c. 38校における再入学の可否状況

(再入学を認めていないもの)

一方、再入学については、認めていない法科大学院や条件を付け制限を設けている法科大学院もみられる。

当省の調査結果では、例えば、平成23年度から「日本国内の法科大学院を修了し、「法務博士（専門職）」の学位を有する者の入学は認めない」こととしている。同大学では、再入学を認めない理由として、①他の法科大学院を修了した者は、司法試験受験に十分な教育を受けているため、②法科大学院修了後、5年間もしくは3回の受験回数で司法試験に合格できなかった者を受け入れることは、司法試験の受験回数制限に反しているからであるとしている（1校）。

このほか、①プロセスとしての法曹養成教育の重要部分を担う法科大学院において、その教育課程に在籍中の者が、他の法科大学院修了資格により、司法試験を受験する事態は好ましいとは言えないと判断し、「既に法科大学院を修了している場合、修了後5年間を経過しない者は、出願することはできない」としている（1校）、②大学及び大学院を卒業又は修了した場合、同じ課程の学科・研究科に改めて入学することを許可していないため、「既に法科大学院を修了している者の中で、本研究科出身者は、出願することができない」としている（1校）、③他の法科大学院を修了することによって得られた司法試験受験資格の存続する間に、別の法科大学院の教育を受けて受験資格を取得することは、新しい法曹養成制度の趣旨に反する上、実際上も法科大学院を修了した者に同様の教育を重ねて行うことにはあまり意味がなく、また既に取得した受験資格に基づき司法試験を受験合格して標準就業年限を満たすことなく退学する可能性があるなど、体系的に構成されたカリキュラムの教育効果が損なわれる（1校）としている等として、条件付きで再入学を認めていない大学もみられる。

(実地調査した38校における再入学の可否状況)

当省が実地調査した38校における平成23年度入学までの再入学の可否についてみると、図表4-(4)-②のとおり、再入学を認めているものが27校、条件付きで認めているものが9校、認めていないものが5校みられた。

再入学を認めている27校の中には、①該当する者がした場合に検討するとしているもの（1校）、②学内の修了者の再入学については、今後検討するとしているもの（1校）、③元々既修者コースが開設されていない（いなかった）ため、再入学者が生じることがない（なかった）とするも

の（2校）もみられた。

また、再入学を認めているとする27校のうち、再入学の可否について今後検討するとしているものが5校みられた。これらの中には、「一度他の法科大学院を修了した者は法務博士（専門職）の学位を既に取得している。このため、再入学をすると二重に学位を取得させることになり、その必要性はない」と判断したため、24年度から再入学を認めないこととし、当面の様子を見て再度検討していくとしているもの（1校）もみられた。

再入学を条件付きで認めている9校のうち、①法科大学院修了から司法試験の受験資格を保有し得る5年を経過していない者は認めていないとするものが5校、②同一学位の取得になるため学内の法科大学院修了者は認めていないとするものが4校みられた。

図表4-(4)-② 再入学の可否状況（38校）

（単位：校）

再入学の可否	法科大学院数
認めている法科大学院	27
うち今後検討する予定としている法科大学院	5
条件付きで認めている法科大学院	9
うち修了から5年を経過していない者は認めていない法科大学院	5
うち同一学位の取得になる学内の修了者は認めていない法科大学院	4
認めていない法科大学院	2
合計	38

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成23年4月1日現在の状況である。

3 「認めている」としている法科大学院には、「今後該当者が出た場合に検討する」としているものや「既修者コースが開設されていないため、該当する場合がない」等とするものも含まれる。

d 再入学と司法制度改革の理念

法科大学院への再入学については、審議会意見において、新しい法曹養成制度が、「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」とされたことに照らし合わせると、法科大学院において、2年あるいは3年の法学教育を受けた後、3回までの司法試験を受験し、更にその後、2年あるいは3年の法学教育を受けることになるため、その理念と相反する事態であり、当初想定されていなかった事態である。

当省の意識調査（注1）においては、再入学を認めることは、5年間のうちに3回までという受験回数制限を設けた趣旨にそぐわないとする意見や、経済的に恵まれている者や時間に余裕のある者しか再入学することはできないのではないかという意見もみられた。

(注1) 当省が実施した「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する意識調査」(平成23年10月6日から26日までの3週間実施)である。

法科大学院の教員、法科大学院の学生、修了者、新弁護士、旧弁護士、国民を対象にウェブ調査で実施した。

(イ) 法科大学院修了者の司法試験予備試験の受験状況及び結果

平成23年からは、法科大学院を修了せずとも、司法試験の受験資格を取得することができる司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)(注1)が開始されている。このため、法科大学院修了者のうち、受験資格喪失者の中には、再度司法試験の受験資格を取得するために、予備試験を受験している者もみられる。

図表4-(4)-③のとおり、法科大学院修了者で平成23年の予備試験に出願した者は471人、受験した者は336人であり、受験した者は、平成22年度までの法科大学院修了者の累計から23年までの司法試験合格者を除いた1万5,720人のうち2.1%に当たる(注2)。このうち最終合格した者は19人であり、法科大学院修了者の合格率は、5.7%であった。

(注1) 司法試験予備試験は、法科大学院を経由しない人にも法曹資格を取得する道を確保するために設けられており、司法試験法第5条第1項において、「法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行うもの」と規定されている。また、予備試験に受験資格は特にないが、予備試験を経た者に対しても、法科大学院修了者と同様、司法試験の受験に当たっては5年間に3回までの受験回数制限が適用される。

なお、第1回目の実施となった平成23年の予備試験では、受験者数6,477人に対し、最終合格者は116人であり、合格率は1.8%であった(図表4-(4)-③参照)。

23年予備試験の合格者は、24年司法試験から5年間に3回までの受験ができる。

(注2) ただし、修了者の中には、旧司法試験に合格した者もいる。

図表4-(4)-③ 法科大学院修了者等の平成23年司法試験予備試験の受験結果(全74校)

(単位：人、%)

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者	合格率
全体	8,971	6,477	1,339	123	116	1.8
法科大学院修了	471	336	166	21	19	5.7
法科大学院在学中	282	198	31	6	6	3.0
法科大学院中退	86	49	4	1	1	2.0

(注) 1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 司法試験予備試験は、特に出願資格がないため、出願者の自己申告によるものである。

3 「全体」数は、記載している法科大学院修了等に、大学卒業、大学在学中、大学中退、法科大学院以外の大学院修了、法科大学院以外の大学院在学中、法科大学院以外の大学院中退、短期大学卒業、短期大学在学中、高校卒業、高校在学中、高校中退、その他を加えた合計である。

(3) 評価の結果

ア 修了者の進路の把握

実地調査した38法科大学院のうち既に29校において、組織的に修了者の進路の把握を行っている。また、組織的な取組を行っていない残りの9校でも、今後修了者の進路の把握について、検討する又は予定しているとしている。なお、組織的に取り組んでいなかった法科大学院は、i) 有職者を対象としている、又はii) 小規模校であることから改めて把握する必要がないとするものであった。このため、今後、各法科大学院において、組織的に修了者の進路の把握が行われることが期待できると考えられる。

しかし、修了者の進路の状況についてみると、当該38法科大学院において、組織的に把握の取組を行っている29校を含めても、就職先等の進路が不明となっている者が多い。司法試験の合格率は低迷し、不合格者が大量に発生しており、特に不合格者の進路の実態を把握する必要性があるが、進路が把握できていない不合格者は修了者の約3割となっている。なお、認証評価で求められている司法試験合格者についても、数だけの把握にとどまり、就職先等の進路の把握まではできていないものもみられた。

また、法科大学院修了者は修了後5年間に3回までの司法試験の受験資格があるため、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続的に把握することが必要と考えられるが、そこまでの取組は行われていない。

さらに、法科大学院の間で、修了者の進路の把握の必要性についての認識に差がみられ、必要性が高くないとしている法科大学院では、修了者の進路の把握が認証評価基準に盛り込まれた経緯(i) 修了者の進路の把握・分析を行い、それを今後の教育内容・方法の改善に役立てるため、また、ii) 入学希望者等に対し、説明責任という観点から修了者の進路に関する情報を公開するため)についての理解が低い。文部科学省は、機会を捉えて説明を行っているが、法科大学院に対してその趣旨が十分に伝わっていない。

イ 法科大学院等における修了者及び在学生に対する就職支援等

当省が実地調査した38法科大学院において、修了者及び在学生に対する受験や就職等に関する一定の支援が実施されていると認められる。

また、支援の内容についても、就職に関する情報提供や隣接士業・公務員試験に係る講座の開設にとどまらず、法科大学院独自で就職担当教員の配置や進路選択セミナーの開催等、主体的な支援を行っているものもみられる。

しかし、一方で、修了者に対する就職支援等を行っていない法科大学院もあり、また、修了者に対する就職支援等を行っている法科大学院においても、主体的に担当教員の配置、就職先の開拓等の支援を行っている法科大学院の取組を参考に更なる充実を図る余地がみられる。

また、法科大学院において、修了者等に対する法曹以外への就職支援等を行うことについては、法科大学院の間で、認識に差がみられ、法曹養成に特化した法科大学院において法曹以外の就職支援をすることははばかれるとする

意見がみられる一方で、現状の司法試験の合格率に鑑みると法科大学院が就職支援を行う必要があると考えているとする意見もみられた。当省が調査した企業法務の団体である経営法友会では、学生が企業に対してどのようにアプローチしたらよいのか分からない状況であるとしている。

このようなことから、学生の就職支援等のニーズはあるとみられ、法科大学院においては、自校の司法試験の合格率や不合格者数（合格率は高くても大量の不合格者が発生している大学がみられる。）、在学生及び修了者の就職支援等のニーズ等を踏まえながら、今後、在学生及び修了者に対する就職支援等について、充実を図ることが求められている。

ウ 再入学の可否

再入学については、新しい法曹養成制度が「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」とされたことに照らし合わせると、法科大学院において、2年あるいは3年の法学教育を受けた後、3回までの司法試験を受験し、更にその後、2年あるいは3年の法学教育を受けることになるため、その理念とは相反する者が生じていることになる。

しかし、再入学の可否については、各法科大学院のアドミッション・ポリシーによるものであり、各法科大学院が判断することができるため、司法試験不合格者の再度の法科大学院受験を制限していても、同一学位の取得の観点からは、問題はない。

以上のことから、修了者等への支援策に関しては、次のような課題が認められる。

修了者の進路については、司法試験合格者以外の者の進路が把握できていないだけでなく、認証評価でも求められている司法試験合格者についても進路が把握できていないものが多い。法科大学院修了者の進路については、必ずしも実態が把握できていない。さらに、法科大学院修了者は修了後5年間に3回までの受験資格を保有しているため、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続的に把握することが必要と考えられるが、そこまでの取組は行われていない。

司法試験不合格者が多い現状において、修了者に対する就職支援等の取組を行っていない法科大学院もみられるが、法科大学院修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、法科大学院における就職支援等の充実を図ることが求められている。